

指宿市景観計画

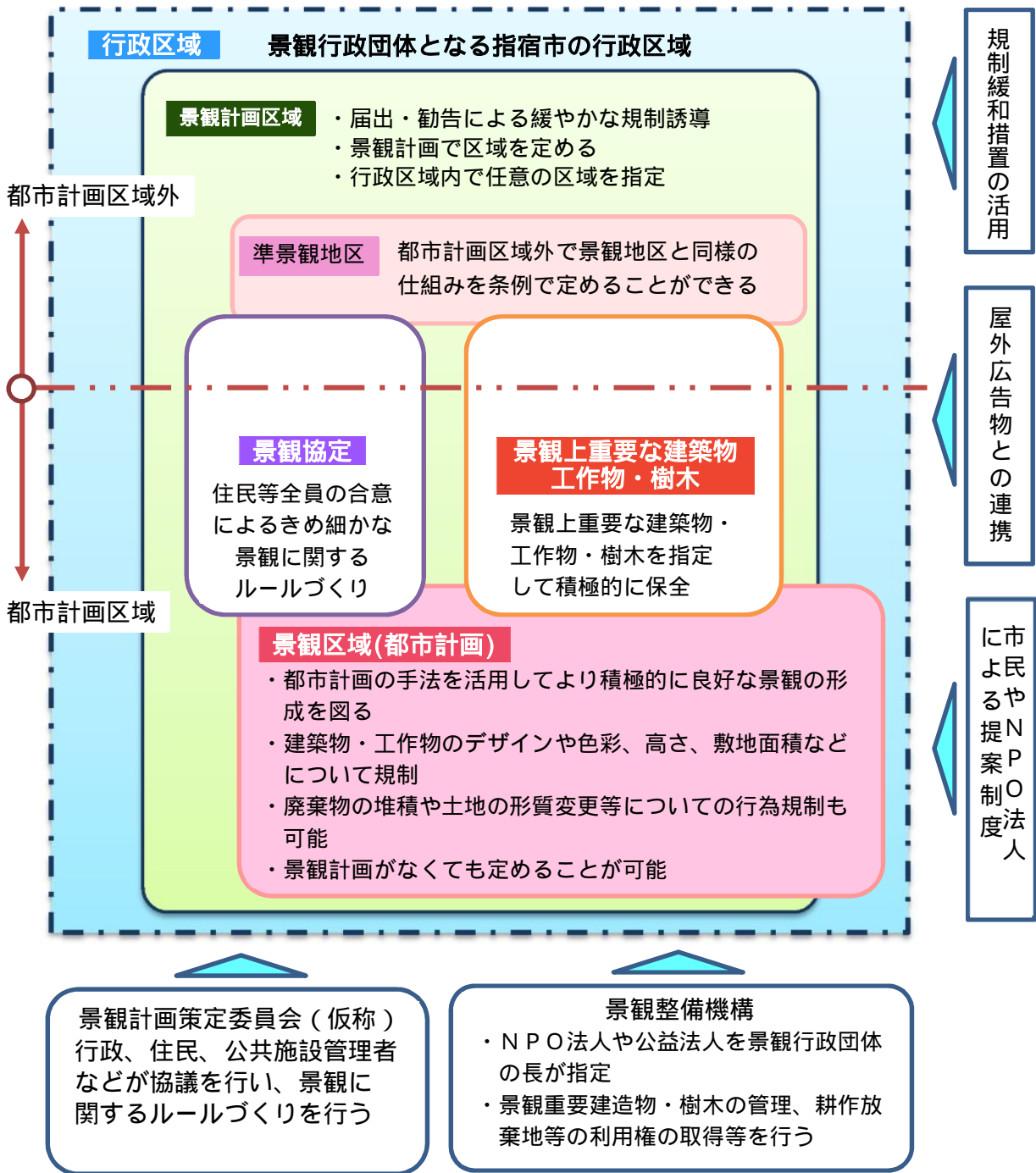
平成 30 年 12 月

目次

1	指宿市景観計画の目的と位置づけ	1
2	本市の景観概況	3
(1)	概況	3
(2)	指宿火山群に立地する湯のまちの景観	4
(3)	歴史や文化を語る景観	5
(4)	自然公園・公園緑地等の景観	6
(5)	農地の景観	7
(6)	主要道路の沿道景観	8
3	景観に関する既定計画の取り組み	9
(1)	第二次指宿市総合振興計画	9
(2)	指宿市都市計画マスタープラン	11
4	都市地域の構成	12
5	景観資源の抽出	13
6	景観形成の課題	17
7	景観形成の目標	19
(1)	基本理念と将来像	19
(2)	景観形成の基本目標	21
8	景観計画の区域	22
9	景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	23
(1)	景観形成の基本的方針	23
(2)	景観類型の整理と景観形成方針	26
10	良好な景観の形成のための行為の制限	34
(1)	規模要件に係る地域の設定	34
(2)	建築物の建築等	36
(3)	工作物の建設等	39
(4)	開発行為	42
(5)	土石類の採取	43
(6)	屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積に関する行為	44
(7)	木竹の伐採に関する行為の制限	45
(8)	太陽光発電設備の設置に関する行為の制限	46
(9)	届出対象行為の適用除外	47
11	景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針	48
(1)	景観重要建造物の指定方針	48
(2)	景観重要樹木の指定方針	49
12	景観重要公共施設の整備	50
(1)	景観重要公共施設の対象	50
(2)	指定の方針	50
13	屋外広告物の表示等に関する基本方針	50
14	景観形成重点地区の候補地域の検討	51
(1)	開聞岳・長崎鼻・竹山周辺	52

(2) 池田湖・鰻池周辺	52
(3) 指宿市街地周辺	52
(4) 今和泉・宮ヶ浜周辺	52
(5) 山川港周辺	53
15 景観形成の推進に向けて	54
(1) 関係法令等の横断的な活用	54
(2) 協働による景観づくり	55
(3) 良好な景観形成へ向けた体制づくり	56

図表-2 景観法のスキーム



2 本市の景観概況

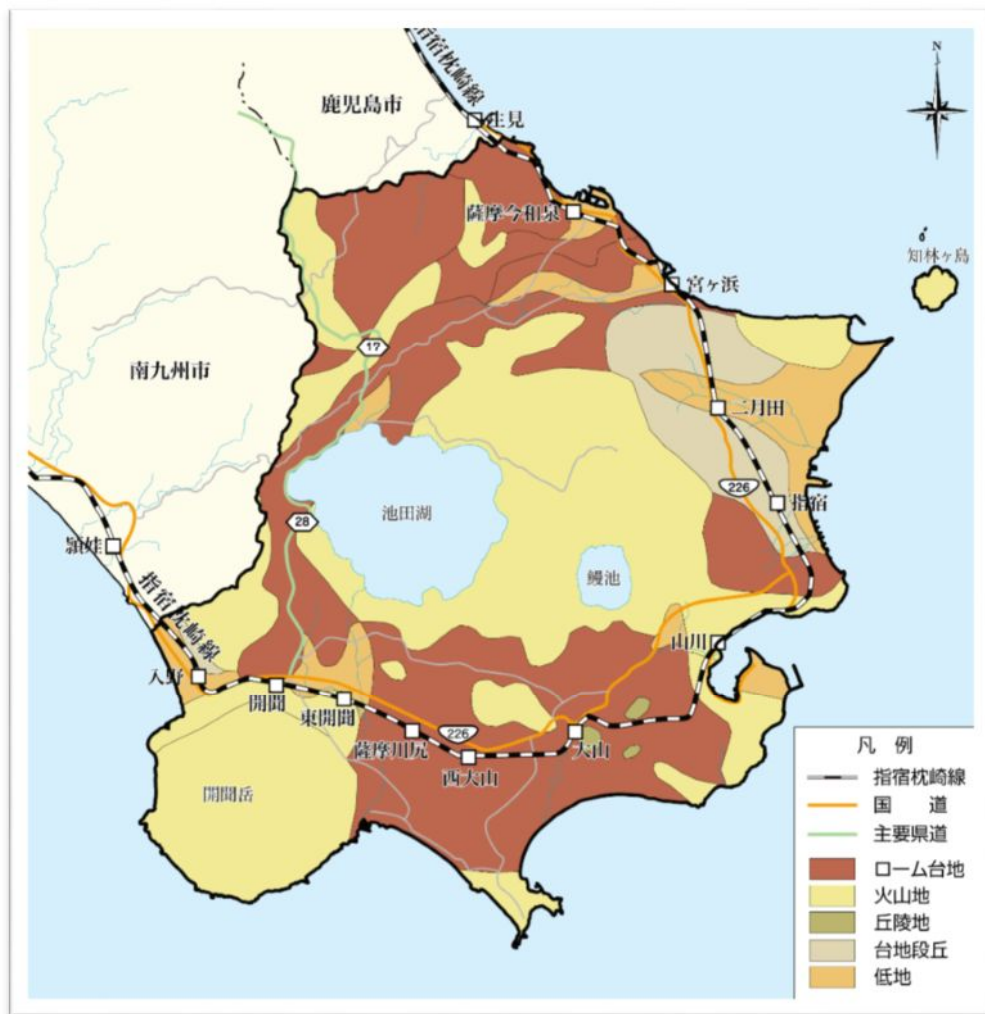
(1) 概況

本市は、九州の鹿児島県薩摩半島の南端に位置し、東シナ海と鹿児島湾に面しています。市行政域の中央部には、九州地方で一番の大きさを誇る池田湖、その東側にある鰻池、古くから南蛮貿易における重要な中継地ともなった山川港など、火山噴火でできたカルデラ、火口湖などが多くみられる地形にあり、豊富な湯量を利用した砂むし温泉でも知られています。

また、薩摩富士とも呼ばれ、そのシンボリックな稜線が南国の大空に、ひときわ際立ったランドマークを形成する開聞岳は、南薩摩地方の景観を象徴するものとなっています。

そのほか、本市南部の沿岸部にはアロハのまちの南国ムードが漂う長崎鼻、錦江湾に面する東部海岸線には、環境省の「かおり風景百選」に認定され潮の干満で陸続きになる知林ヶ島があります。

図表-3 地形等の概要図



(2) 指宿火山群に立地する湯のまちの景観

本市は、南薩火山群の東部に位置し、指宿火山群と呼ばれ、開聞岳などの活火山を含む多数の火山があります。

なかでも、開聞岳は薩摩富士とも呼ばれ、標高924メートルの複成火山で、日本百名山にもあげられています。

このような地形条件も重なり、本市内各所に温泉が噴出しており、南シナ海に臨み、開聞岳を一望できるヘルシーランド露天風呂「たまた箱温泉」は、伏目海岸、摺ヶ浜地区の天然の砂むし温泉とともに、親しまれている温泉となっています。加えて、本市内には鰻温泉のスメなどの独自の温泉文化が形成されています

また、「魚見岳」は、岩肌荒々しい標高214.8メートルの山で、その山頂から錦江湾の魚群を見つけ、漁に出たと言われ、知林ヶ島を眼下に展望することができる、本市の代表的な景観の一つとなっています。



(3) 歴史や文化を語る景観

他方、本市内には国指定史跡指宿橋牟礼川遺跡や水迫遺跡など、縄文時代から弥生時代を経て現在に至る長い歴史を語る多くの遺跡があり、北東部に位置する今和泉地区には、島津家別邸が置かれるなど歴史的な遺構も残っています。

宮ヶ浜には捍海隄が残り、国登録有形文化財となっています。



図表-4 文化財等の分布図



(4) 自然公園・公園緑地等の景観

本市の面積の34.08%が、霧島錦江湾国立公園地域に指定されています。

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民・県民の保健・保養等に資することを目的とした制度で、本市内には、自然公園の区分に基づく5つの区域、陸域5,072.0haが自然公園地域に指定されています。

本市内の都市公園は、平成29年3月末現在で24箇所、136,890㎡が整備されています。また、竹山には、特別天然記念物に指定されたソテツ自生地があります。



図表-5 自然公園地域及び都市公園分布図

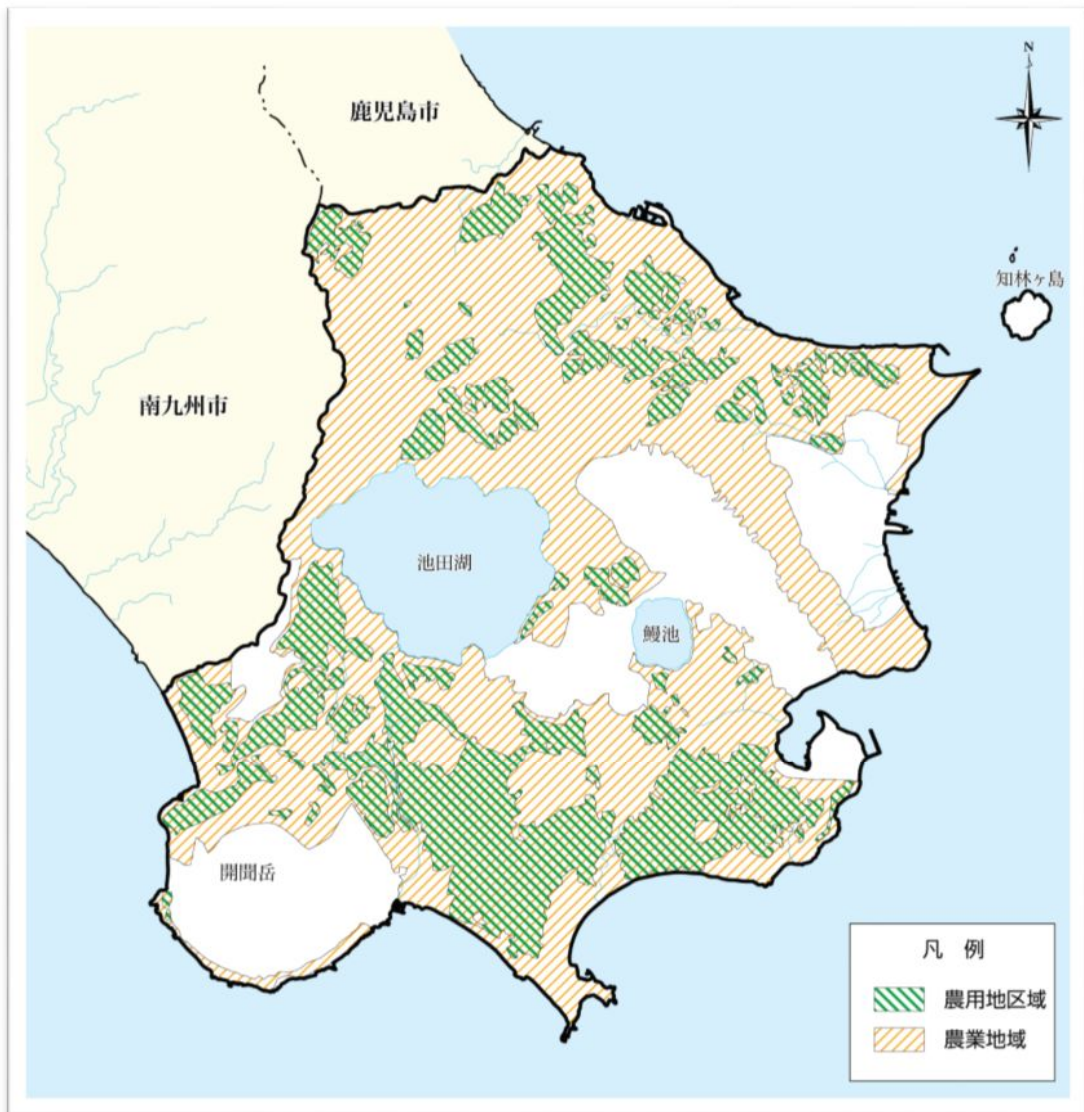


(5) 農地の景観

本市では、農地の確保や保全、農業を支えるためにも、優良農地の確保と保全、そして効果的な活用などの各施策の計画的実施を目的に、『指宿農業振興地域整備計画』が定められています。



図表-6 農業用地等指定分布図



(6) 主要道路の沿道景観

本市には、国道226号と併せて本市から海上国道（山川・根占フェリー）で南大隅町を経由して宮崎市に至る国道269号の2つの広域的な幹線道路が整備されています。

また、県道岩本開聞線、県道指宿鹿児島インター線等の主要道路が整備されています。

鹿児島市と南薩地域を繋ぐ交通体系の動脈であるJR指宿枕崎線が通っており、各地域特有の車窓風景を与えてくれる良好な沿道景観を形成しています。

図表-7 主要道路及び鉄道路線図



3 景観に関する既定計画の取り組み

(1) 第二次指宿市総合振興計画

本市の新しいまちづくりは、温泉や肥沃な大地等の恵まれた自然環境を守りながら、これらが生み出す魅力ある「食」や「健康」を様々な分野に活かしていくことが重要であると位置付け、すべての市民が健康で、ふるさとに愛と誇りを持ち、住んで良かったと思えるまちづくりを進めるため、4つの基本理念を踏まえ、本市が目指す5つの将来都市像を下記のとおり定めています。また、それらを総括し、代表する将来都市像として「豊かな資源が織りなす食と健幸のまち」を掲げています。

将来都市像

豊かな資源が織りなす食と健幸のまち

5つの将来都市像

安心できる質の高い農水産物を提供する南の「食料供給都市」

消費者が安心して食べられる安全な農水産物等を安定的に生産・供給でき、付加価値の高い産業としての農林水産業が発展する「食料供給都市」を目指します。

一次産品や温泉等の価値を多面的に活用した「健康産業都市」

農林水産業や観光等の基幹産業の振興を図るとともに、健康食品や温泉医療等の健康に関連する新産業の育成を進めることにより、物からサービスに至るまで、多種多様な健康に関連する産業群が集積する「健康産業都市」を目指します。

温泉等の多彩な地域資源を活用する世界に誇れる「保養観光都市」

温泉を核とする様々な地域資源を活用することにより、市民および観光客が心身ともにリフレッシュでき、健康に過ごせる世界に誇れる「保養観光都市」を目指します。

豊かな自然環境と調和した街の魅力が輝く「生活充実都市」

豊かな自然環境が住環境や街にうまく活用されたゆとりと潤いに満ちた生活空間の中で、街の持つ利便性を同時に感じられる「生活充実都市」を目指します。

アジア等との交流・連携による世界に開かれた「国際共栄都市」

アジアをはじめとした海外との経済・学術・文化・スポーツ・環境などの様々な分野における交流・連携を図ることにより、世界に開かれた「国際共栄都市」を目指します。

【景観形成に関連する将来像・具体的な施策】

第二次指宿市総合振興計画において、景観形成に関連する将来像・具体的な施策として掲げられている事項について、その一部を抜粋して以下に整理します。

【社会基盤】利便性に優れた快適なまち 観光ロードの創出

市が行うこと

1．観光資源を生かした道路整備

観光資源を生かした景観づくりに努めるとともに、それぞれの資源を結ぶ効率的な道路整備に努めます。

2．自然景観を生かした観光ロード整備

九州自然歩道に指定されている開聞岳一周線等の早期整備など、観光資源を生かした地域の特性あふれる観光ロードの創出に努めます。

3．ビューポイントの設定

気軽に休憩できる場所としてビューポイントを設定し、本市に点在する自然景観や観光資源の周知に努めます。

4．案内標識の整備

外国人をはじめ観光客にわかりやすく観光施設を案内できるよう、サイン整備に努めます。

【生活環境】みんなでつくる“人”と“環境”にやさしいまち 景観保護の推進

市が行うこと

1．優れた景観の保護

景観条例を制定し景観区域を設けるとともに、屋外広告物の規制を図ることで、優れた景観の保護に努めます。また、本市内の海岸の環境保全および景観保護のため、海岸漂着物の回収処理を行います。

2．景観意識の向上

花いっぱい運動などの事業を継続し、景観意識の向上を図ります。また、自然あふれる魅力あるまちを目指して、景観保全を目的とした事業を促進します。

(2) 指宿市都市計画マスタープラン

指宿市都市計画マスタープランでは、第4章全体構想「2都市づくりの基本方針《部門別整備方針》」で、都市景観形成の方針として、次のような方針が掲げられています。

(4) 都市景観形成の方針

- ・本市の貴重な景観資源を財産として後世に残すため、景観法の主旨を踏まえながら景観計画区域や景観地区の指定を検討し、景観資源の保全を図ります。
- ・本市の豊かな山の緑、田園、緑地、海辺の緑については、指宿市民であることの誇りにつながる風景として、緑地の質や量の維持・保全に努めます。
- ・豊かな自然、豊富な歴史・文化資源を活用し、生活にゆとりと潤いある都市空間の整備・充実を図るとともに、都市のアイデンティティの形成につながる美しい都市・自然景観の保全・形成を推進します。
- ・市街地内及び市街地縁辺部に残存する緑地については、本市の豊かな歴史や文化を生かした景観整備に努めるとともに、新たな保全・活用策について検討します。
- ・生垣や花壇の設置等による緑化を推進し、花と緑に囲まれた、潤いある市街地の形成を図ります。
- ・屋外広告物条例による広告物の適正化や市民との協働による違反広告物の除去など、良好な景観形成に努めます。

など

その他、多くの方針が定められています。

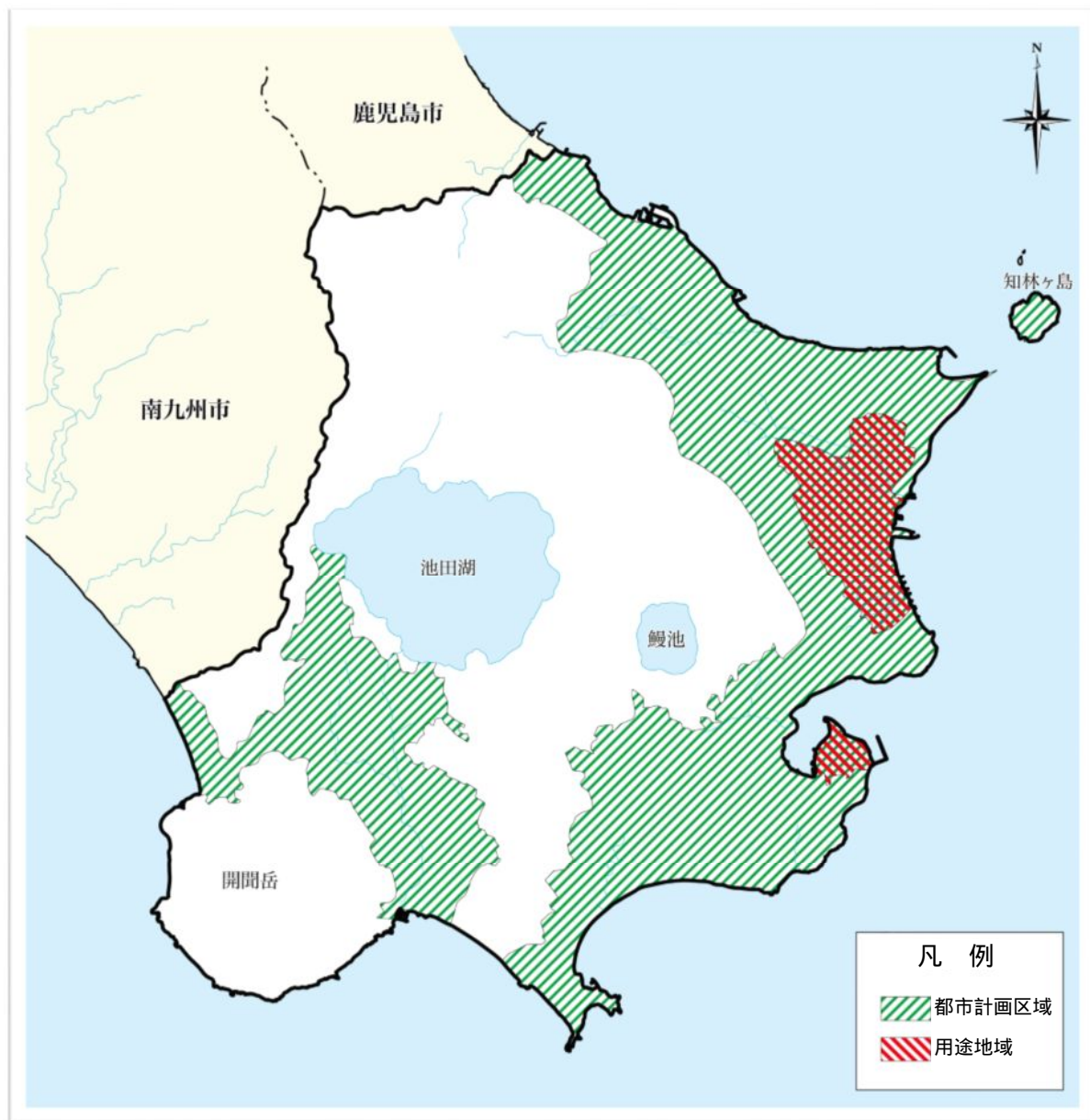
アイデンティティ：環境や時間の変化にかかわらず、同一のものであること。主体性。同一性。

4 都市地域の構成

本市は、中央部の山地、池田湖及び鰻池を囲むように6,736ha(市域の45.3%)の都市計画区域を設けており、うち645haに用途地域が指定されています。

本市には、指宿、山川、開聞の3つの都市計画区域があります。

図表-8 都市地域構成図



5 景観資源の抽出

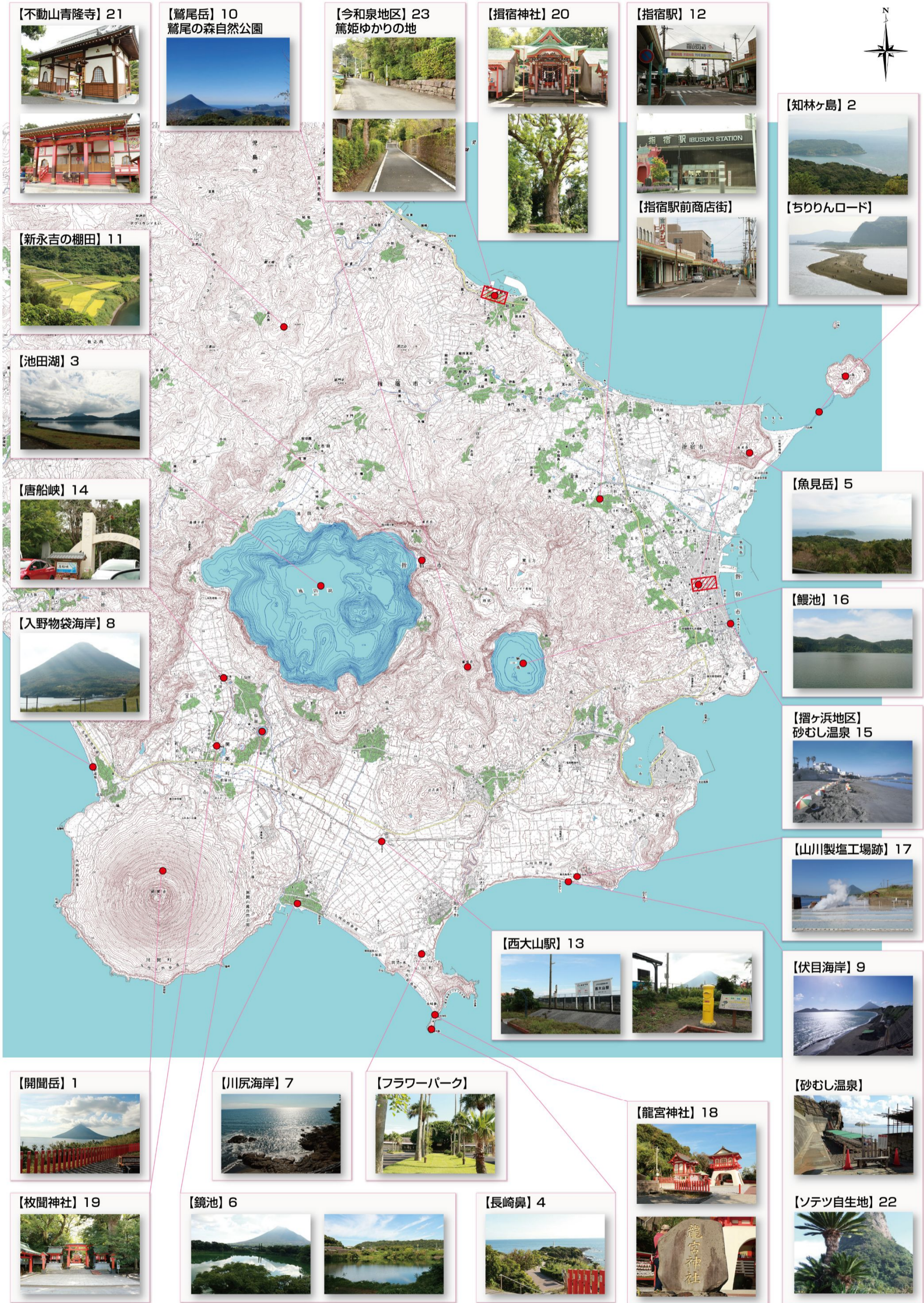
本市内に点在する景観資源を抽出するにあたり、自然景観景勝地、有形文化財、自然公園区域、霧島錦江湾国立公園及びその海域公園区域、観光ポイント、景観まちづくりワークショップでの市民の方々からのご意見などをもとに下表に主な景観資源を抽出整理します。

図表-9 景観資源一覧

図番	名称	所在地	概要
1	かいもんだけ 開聞岳	指宿市開聞十町	鹿児島県の薩摩半島の最南端に位置し、別名薩摩富士とも呼ばれ、頂上から望む大パノラマは圧巻である。
2	ちりんがしま 知林ヶ島	指宿市西方	鹿児島湾(錦江湾)に浮かぶ無人島で、干潮時には、長さ約800mの砂の道(砂州)が出現し、知林ヶ島に歩いて渡ることができる。
3	いけだこ 池田湖	指宿市池田	九州最大のカルデラ湖で、湖水は藍色に澄み、薩摩富士と呼ばれる開聞岳の望めが美しい。
4	ながさきばな 長崎鼻	指宿市山川岡兒ヶ水	薩摩半島の最先端に突き出た岬で西方には弓なりの砂浜が続き、その端の開聞岳を望む。快晴時には、屋久島・竹島・硫黄島も眺望できる。
5	うみだけ 魚見岳	指宿市東方	山上から魚の動向を見て漁に出かけたと言われる眺望と、桜の名所としても有名である。
6	かがみいけ 鏡池	指宿市開聞仙田	マール式火口湖で形は鏡のように丸く、その湖面に開聞岳の姿が美しく映える。
7	かわしりかいがん 川尻海岸	指宿市開聞川尻	開聞岳から長崎鼻に続く海岸で、開聞岳と夕日の眺望が格別である。
8	いりのもって かいがん 入野物袋海岸	指宿市開聞十町	開聞岳の西山麓に位置し、春から夏にかけては、キスが釣れることでも知られる。
9	ふしめかいがん 伏目海岸	指宿市山川福元	ソテツが自生する竹山の西側に位置する海岸で、海岸にそびえる白い崖と白い砂浜の波打ち際には、約100の温泉が湧き上がる。
10	わしおだけ 鷲尾岳 わしお もり (鷲尾の森 しぜんこうえん 自然公園)	指宿市山川大山	山頂から鰻池と池田湖を見下ろすことができ、長崎鼻、開聞岳、大隅半島などの大パノラマが眺望できる。4月には道路沿いに桜のトンネルができあがる。
11	しんながよし たなだ 新永吉の棚田	指宿市池田	石垣が積まれた郷愁を感じさせる棚田。その棚田の後ろには池田湖や開聞岳が見え、その美しい風景は心をなごませてくれる。
12	いぶすきえき 指宿駅	指宿市湊	九州新幹線の全線開業に伴い、観光特急「指宿のたまて箱」が運転を開始し、駅舎や駅前広場などが整備されている。
13	にしおやまえき 西大山駅	指宿市山川大山	JR日本の最南端の駅で、正面に臨む、別名「薩摩富士」とも言われる開聞岳が目の前に迫る。

図番	名称	所在地	概要
14	とうせんきょう 唐船峡	指宿市開聞十町	陥没した谷間に水が、日量10万トンの水が湧き出ている。そうめん流し発祥の地として有名である。
15	すりがはま ちく 摺ヶ浜地区	指宿市十二町	砂むし会館「砂楽」のある摺ヶ浜。海岸沿からの眺望が格別である。
16	うなぎ ちく 鰻地区 (うなぎいけ 鰻池)	指宿市山川成川	西郷さんの愛した温泉。湯けむりが昇る「スメ」、鰻池の青い湖面とそれを囲む山々など、のどかな情景が広がる。
17	やまがわせいえん 山川製塩 こうじょうあと 工場跡	指宿市山川福元	温泉熱を利用した製塩事業が行われていた。塩田跡と泉源が現存し、時代変遷を伝える価値の高い産業遺構である。
18	りゅうぐうじんじゃ 龍宮神社	指宿市山川岡児ヶ水	長崎鼻の龍宮神社は、浦島太郎伝説地として豊玉姫(乙姫様)が祀られ、朱塗りの社殿と開聞岳の眺望が目を引く。
19	ひらききじんじゃ 枚聞神社	指宿市開聞十町	周囲の木々の緑に映える優雅な佇まいの総朱漆塗極彩色の建物が目を引く。朱塗りの社殿は見事な雲龍の彫刻柱がある。
20	いばすきじんじゃ 揖宿神社	指宿市東方	楠の巨樹8株をはじめ、大銀杏・棕・那岐等の大樹が群生する「揖宿神社の社叢」は鹿児島県天然記念物に指定されている。
21	ふどうさんせいりゅうじ 不動山青隆寺	指宿市小牧	1990年7月29日、旧大師堂につくられた東寺真言宗不動山青隆寺は比較的新しい寺社である。境内の美しい庭づくりが行われている。
22	じせいち ソテツ自生地	指宿市山川福元 指宿市山川岡児ヶ水	山川の竹山山麓はソテツの自生の北限地として天然記念物に指定されている。背後の竹山を望む景観は独特なものがあり、霧島錦江湾国立公園の第一種特別地域にも指定されている。
23	いまいずみ ちく 今和泉地区 (あつひめ 篤姫ゆかり の地)	指宿市岩本	今和泉島津家別邸跡の石垣や町割、海岸側には、隼人松原と呼ばれる松並木や防波堤の役割を持つ石垣などが残っている。

図表-10 主な景観資源分布図



6 景観形成の課題

本市の現況、関連計画、アンケート集計結果、景観まちづくりワークショップ、地区・地域及び景観資源の課題から景観要素の類型や特性を踏まえて、景観形成の課題を整理します。

図表-11 景観形成の課題

区分		景観形成の課題
自然景観	山岳・丘陵地	<ul style="list-style-type: none"> ●開聞岳や池田湖など、火山カルデラの地形を残す山や湖沼の環境保全と景観の維持・継承 ●竹山などの植生を保全
	湖沼	<ul style="list-style-type: none"> ●池田湖の水質環境等本質的な自然環境の維持保全対策
	海岸・河川	<ul style="list-style-type: none"> ●知林ヶ島など臨海部の眺望景観の保全 ●開聞岳を望む長崎鼻などの海岸地域の保全 ●砂むし風呂のある摺ヶ浜など海浜観光地域の形成を考慮した景観整備 ●山川港などの港湾・漁港部の景観を形成
歴史・文化景観		<ul style="list-style-type: none"> ●歴史的な神社仏閣の社叢等と一体的な保全による自然と文化が融合した景観づくり ●歴史景観資源の発掘とその維持保全による景観づくり ●捍海隄や隼人松原など歴史的な海岸地域の保全 ●今和泉島津家屋敷の石垣や江戸時代の風情を残す町割を活かした景観づくり ●山천시街地の歴史的遺構景観の活用
農地景観		<ul style="list-style-type: none"> ●棚田等の保全活用による次世代に残すことができる田園景観づくり ●開聞岳や竹山のふもとに広がる広大な農地景観などの維持
まちなみ景観	市街地	<ul style="list-style-type: none"> ●指宿駅前や山川フェリーターミナルなどまちの玄関口となる市街地のまちなみの保全・活用と周辺を含めたまちなみ景観の形成 ●空家等の有効利用と市街地の景観づくり ●本市らしさを表現したサインの整備
	温泉街 (温泉地)	<ul style="list-style-type: none"> ●温泉街を歩く景観ルートの整備 ●鰻温泉のスメなどの生活景観の継承 ●地熱発電所の遠景と農地の調和
	山間地	<ul style="list-style-type: none"> ●尾下などの秘境集落の維持保全による景観の継承

区分		景観形成の課題
公共施設景観	道路	<ul style="list-style-type: none"> ●観光周遊ルートの修景による沿道景観づくり ●海岸線や沿道の電柱・架線の整理・統合による景観の整備 ●景観に配慮したフラワーロードなどの景観の道づくり ●ピロウ等の南国ムードを感じさせる本市のシンボルロードなど既存の取組と連動したロードサイドの景観整備
	公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ●長崎鼻などの臨海レクリエーション地区の魅力的な景観の形成 ●自然公園地域における緑豊かな景観づくり ●都市公園の有効活用と景観資源となる公園緑地の整備
観光拠点の景観		<ul style="list-style-type: none"> ●観光客にも美観意識を啓発し、ごみや落書きなどのない景観づくり ●本市独自の魅力を引き出す観光ルート景観づくり ●温泉街の遊歩空間など魅力あるまちなみ景観整備 ●菜の花畑の景観の維持継承
その他の景観		<ul style="list-style-type: none"> ●漂流ごみや不法投棄などによるごみの軽減対策 ●空き家や廃屋などの未管理となっている建築物の対策 ●農地や山林などの荒廃対策（遊休地活用） ●看板などの規制 ●景観の維持・保全に向けた対策



7 景観形成の目標

(1) 基本理念と将来像

本市の景観は、この地に住む人々、訪れる人々が、本市内各地域の風景を認識し、ふれあい、癒やされ、ほっとする体験を通して、本市の風土・風景を五感で感じ取ることができます。

こうした景観をつくり出すためには、本市の景観を「守り」、景観づくりの意識を「育み」、乱れた景観を「直し」、景観形成の仕組みを「創り」、次世代に「繋ぐ」といった5つのキーワードに表される継続的な取組が前提となっています。



本市の景観を考えるにあたっては、山・湖・海・温泉・農地などの「自然環境」、遺跡・社寺・祭りなど人々の係わりが地域の個性を育む「歴史的・文化的資源」を活かし、景観まちづくりワークショップでも提言のあった「アロハのまちの景観づくり」の基本理念となる3つのキーワードを掲げます。

基本理念

「ぜいたくな資源を守る」景観づくり

開聞岳、池田湖、魚見岳など、国立公園の自然景観を守るとともに、長い歴史や文化、砂むし湯、スメ等、希少な温泉などの資源を守りつつ、特徴的で魅力のある景観を形成する必要があります。

「五感に訴える」景観づくり

景観まちづくりワークショップでも語られた秘境(原風景)の佇まいや、あっとおどろく花畑(菜の花・ひまわり)など、ゆったりとした時間の流れのなかで、風景と人が一体となって心と体がゆるむまちの景観づくりに向け、やすらぎのある景観を形成する必要があります。

「南国 湯豊宿(ゆぶすき)」の景観づくり

アロハのまち指宿は、南国ムードが漂う温泉リゾートとして多くの来訪客が訪れています。

砂むし温泉をはじめ、本市内に点在する複数の公衆浴場は、各地域独自の風情を残した温泉地を形成しています。また、まちの中では、アロハシャツを着た市民を見かけるなど、「アロハ宣言のまち」ならではのファッションも、まちの景観的な要素として活用するなど、南国指宿ならではの温泉リゾート景観を形成する必要があります。

第二次指宿市総合振興計画の将来都市像

豊かな資源が織りなす食と健幸のまち

5つの将来都市像

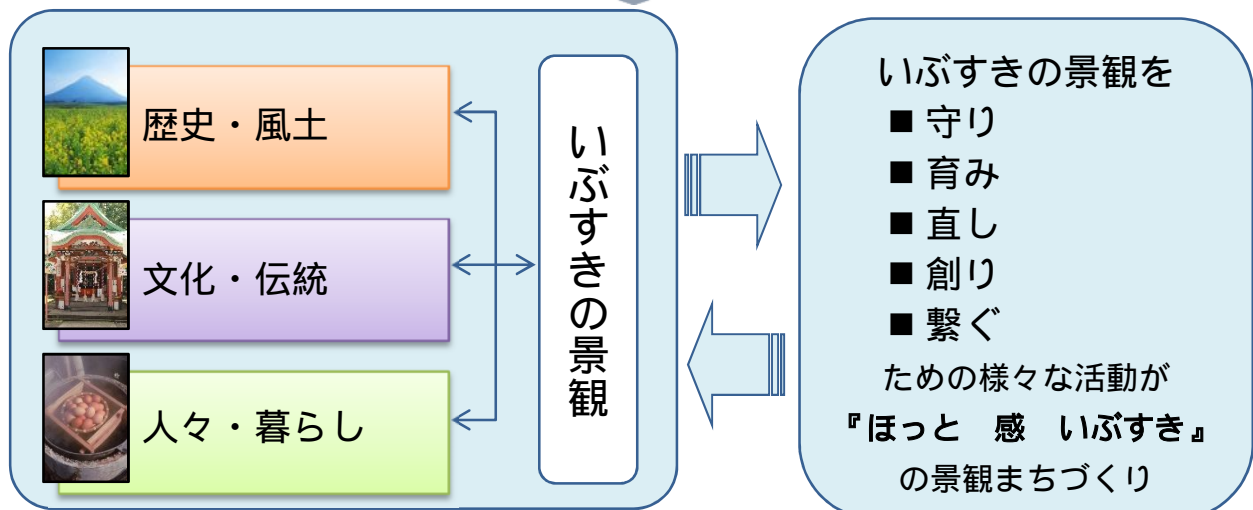
「食料供給都市」「健康産業都市」「保養観光都市」「生活充実都市」「国際共栄都市」

景観のまちづくり将来像

ほっと 感 いぶすき

ホッとする指宿を世界がほっとかん！景観づくり

- ◇ 人に(が)ほっとする
- ◇ 自然にもほっとする
- ◇ HOT な気候
- ◇ 温泉でほっとする
- ◇ 美味しいものでほっとする
- ◇ 焼酎にほっと感
- ◇ 良い所も悪い所もほっとかん
- ◇ 訪れた人をほっとかない



(2) 景観形成の基本目標

以下に景観特性や課題、さらには景観まちづくりワークショップで市民の方々からのご提言も踏まえ、将来像の実現のため取り組む景観形成の基本目標を示します。

景観形成の基本目標

①美しい自然景観の保全と眺望地点の確保

本市は、開聞岳や池田湖を始めとする火山カルデラの大地が織りなす豊かな自然とともに暮らしてきた人々の営みによって、独自の景観要素によって構成されている。こうした市民共有の財産である贅沢な資源を守り、活かせる景観づくりを目指します。

さらに、開聞岳をはじめとする山並み景観、長崎鼻や知林ヶ島の臨海景観など、豊かな自然景観を眺望することのできる景観づくりを進めます。

②秘境と呼びたくなる里地里山景観の保全と歴史文化景観の活用

先人の営みによって育まれた静かに時間の流れとともに現代に受け継がれてきた里地里山景観の保全を図ります。また、先人の築いた長い歴史・文化を受け止め、次世代へとつなげる新たな景観の創造に取り組むことにより、市民の豊かな心を育み、個性ある景観づくりを進めます。

③来訪者にときめきと感動を与える温泉リゾートとしての景観づくり

本市は、温泉資源を活かした観光施設や自然志向のレクリエーション施設など数多くの観光・レクリエーション施設を有しています。観光と産業との協調のもと、来訪者にときめきと感動を与え、非日常を感じることのできる温泉街・商店街などの市街地景観整備や、温泉リゾート景観づくりを進めます。

④日常に安らぎと潤いを与え快適で市民の誇りとなる景観づくり

本市は、海岸、農地、湖、山地が広がる中に、温泉地や市街地、集落が形成され、市民の生活が営まれています。今後は、各地域の特性を残しながら、市民の方々に安らぎと潤いを与え、快適で市民の誇りとなる景観づくりを進めます。そのためにも、環境への負荷の軽減に配慮し、人に優しいまちづくりなどと歩調を合わせ、市民参加による協働の作業により、市民の誇りとなるいぶすきの景観づくりを進めます。

⑤市民、事業者、設計・施工者、行政の協働による景観づくり

愛着を抱き親しみのわく景観を五感で味わうためには、市民、事業者と行政が景観形成の目的や意識を共有し、それぞれの役割を理解することが重要です。そのためには、計画策定時からより開かれた議論の場や機会づくりを推進し、幅広い情報提供などを通して、人々の関心を高めていく景観づくりを進めます。

8 景観計画の区域

本市は、薩摩、大隅両半島にまたがる指宿カルデラと呼ばれる火山群にあり、特徴的な風景や温泉などの自然の恵みを活かし、「自然景観」「歴史・文化的景観」「まちなみ景観」がそれぞれの地域を構成する多様な景観資源によって構成されています。

景観まちづくりワークショップでご提言のあった「ほっと 感 いぶすき」の魅力を生かす景観づくりは、このまちの成り立ちを踏まえ、“ほっといちゃいかん、ほっとかん風景”を市民の共有意識として、南国指宿を具体的に次世代へ繋ぐ取り組みでもあります。

景観計画は、地域の特性や課題に即して策定されることが大前提となっています。

本市では開聞岳などの山から海岸線まで、変化に富んだ地形、南国の秘境と言われる集落地域や温泉旅館街など地域特性により、景観形成の課題は多岐に渡り、地域によって大きく異なるため、景観計画区域や区域内に定める基準の内容は、各地域の特性に応じて運用する必要があります。

市内各地域を構成する多様な景観要素が複層的に絡み合っている本市の景観を「守り」、「育み」、「直し」、「創り」、「繋ぐ」ことをとおして景観形成を図る考え方から、景観法第8条第2項第1号に規定する指宿市景観計画区域は次のとおりとします。

指宿市景観計画の区域は、市行政区域全域とします。

図表-12 位置及び指宿市景観計画区域



9 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

(1) 景観形成の基本的方針

① 指宿の自然の本質、本当の価値を守る景観づくり

秘境として指宿の大事さを守る景観づくりを行います。
開聞岳、池田湖、鰻池など火山カルデラ地形が織りなす景観を守ります。
池田湖、鰻池の水質など環境保全・浄化などの対策も考えた景観を維持していきます。
砂むし風呂、スメなどの希少な温泉とその歴史や文化を守る風景を守ります。
開聞岳のふもとに広がる広大な農地や、新永吉、尾下の棚田などの農村景観を守ります。
歴史・文化・景観的に貴重な巨木や樹林などは、地区の景観を先導し趣のある景観を形成する要素として維持・保全に努めます。



② 温泉地としての環境を活かし、まちの魅力を知り育てる景観づくり

指宿を知り、情報を発信し、皆で継続的に議論していく景観づくりを行います。
指宿各地域の風土と生活感が人々の五感に訴える景観づくりを行います。
南国指宿のまちの個性を活かし、アロハシャツを着て過ごしたくなるまちなみを育てます。
市民や事業者が、指宿らしい景観を理解し、よりよい景観まちづくりを行う意識を育てるために、周知・学習・行動する機会を提供していきます。
地域ウォーキングロードに合わせた標識、街路灯、休憩所などに合わせた景観を考えていけるようパンフレット等での啓発活動に努めます。
外国人に人気がある観光地などの情報をより効果的に活用し、魅力の後押しと



③ 南国指宿観光リゾートの顔となる魅力ある景観づくり

指宿駅など商業の活性化とともに、歩行者空間の改善、ファサードの魅力化など商業空間としての賑わいのある魅力的なまちなみ景観の形成を図ります。温泉街をそぞろ歩いて楽しい市街地の景観づくりを進めます。案内看板・サインなど適切な規制・誘導を行い、地区周辺と調和する施設の景観づくりに努めます。南国ムードを感じることでできる景観づくりに向け、幹線道路沿道の土地利用や植樹などに配慮した沿道修景に努めます。



④ 指宿らしさと時代ニーズに対応した創造性のある景観づくり

指宿温泉らしい景観を創り、都市に個性を与えるために、まちの活性化やイベントなど取組に努めます。市のシンボルロード（ピロウ）などの取組に合わせ、沿道建築物まで一体となったストリート景観づくりに努めます。臨海部の身近に感じる海浜や史跡等を考慮した街区整備など、歴史や暮らしを伝え、地域の風景の再生を図る中で、独自の景観づくりを進めていきます。



⑤ まちをつなぎ、未来に繋ぐ景観づくり

風景は歴史をとおして感じるもので、また風土は文化をとおして読み取れるものと捉え、日々の取組をとおし、未来に繋ぐ、景観づくりに取り組みます。

アロハシャツを着て過ごしたくなるまちづくりなど、今後とも継続してまちぐるみで取り組む本市の政策を次世代に継承していきます。

指宿、山川、開聞と3つの都市計画区域を繋ぐ景観ネットワークの形成に努めます。

山川港や指宿港周辺の魅力と賑わいのある港町、港湾街区の景観づくりとともに、海の玄関口を繋ぐロード景観づくりに努めます。



(2) 景観類型の整理と景観形成方針

景観計画区域内（市域全体）を地形や土地利用等による特性に応じた景観類型（景観形成ゾーン、景観エリア、景観形成軸）に区分し、その方針を整理します。

まず、景観形成ゾーンとして、開聞岳・長崎鼻・竹山景観ゾーン、池田湖・鰻池・開聞岳景観ゾーン、指宿温泉景観ゾーン、山川港臨海景観ゾーンの4つの景観ゾーンに分けて方針を検討します。なお、指宿温泉景観ゾーンについては、そのゾーンを構成する要素を地区に細分化し整理します。

また、景観エリアは、農地景観エリア、森林景観エリア、温泉景観エリア、漁港景観エリアに分けて方針を検討します。

さらに、景観軸として、火山カルデラ自然景観形成軸、臨海景観形成軸、沿道景観形成軸に分けてのそれぞれネットワーク形成方針を検討します。

ア 景観形成ゾーン

(ア) 開聞岳・長崎鼻・竹山景観ゾーン

薩摩半島の最南端にある開聞岳から長崎鼻、竹山にかけては、雄大な眺望景観が形成されているゾーンです。

このため、ランドマークとなる開聞岳の眺望を活かし、開聞岳のふもとに広がる農地や地熱発電施設から立ち昇るけむりなど、地域の産業活動と一体となった独自の景観形成に努めます。

眺望景観：視点場（展望台など）等の特定の眺望点から特定の景観資源を眺める景観。



(イ) 池田湖・鰻池・開聞岳景観ゾーン

九州地方最大のカルデラ湖である池田湖や鰻池等の水質改善とともに、湖岸に佇む新永吉集落や尾下集落の景観や棚田の荒廃を避けるため、棚田や農用地の保全を図り、池田湖や鰻池周辺の**圍繞景観**の維持を図るゾーンです。

また、鰻池は周辺の樹林環境を保全するとともに、鰻温泉地区の集落景観、スメの景観を損なうことのないよう、保全と修景による景観整備を図ります。

さらに、これらの**圍繞景観**と開聞岳の眺望景観とが複層的な効果をもたらす奥行きのある景観が形成されている地域であるため、観光と連携したグリーンツーリズム等の新たな市民参加型の地域活性化策などとの連携を検討し、新永吉、尾下の棚田など農用地と一体となった保全型の景観形成に努めます。

圍繞景観：山々に囲まれた湖や盆地等の景観、中山間地の棚田や農家が散在する景観など、身近な身のまわりの景観。



(ウ) 指宿温泉景観ゾーン

魚見岳・知林ヶ島地区

錦江湾に面する魚見岳と知林ヶ島は、海を隔てて大隅半島を望むロケーションとともに、その自然景観の維持に努めます。

また、魚見岳の桜など、市民に愛され市民との協働による景観の維持管理に努めます。



指宿駅前地区

指宿駅前及び駅前から摺ヶ浜に向かう中央通り商店街の活性化とともに、沿道のファサード 景観整備など、魅力的な商業空間として賑わいのあるまちなみ景観の形成を図ります。

また、「いぶすき たべ歩き・まち歩き」などの裏通りや路地裏の散策コースなどの整備に合わせたまちなみ景観づくりに努めます。

ファサード：建物の正面部分のこと。



摺ヶ浜地区

指宿駅東に位置する摺ヶ浜は、指宿温泉の代名詞とも言える砂むし風呂のある風景であり、温泉宿泊施設が立地する県道下里湊宮ヶ浜線沿線景観については、指宿駅前、中央通り併せて、沿道街区の修景整備に努めます。

表通りから一步入り込んだ、温泉街の裏通りなど、浴衣がけで歩いて楽しめる景観整備を検討していきます。



今和泉・宮ヶ浜地区

錦江湾と桜島を望む海岸沿いにある「宮ヶ浜」には、天保年間に第27代薩摩藩主島津斉興公によって築かれた捍海隄があり、国登録有形文化財に指定されています。

また、今和泉地区は、今和泉島津家屋敷の石垣・隼人松原等が残り、これらの歴史的遺構と錦江湾に面する松原の景観を維持保全していきます。



(I) 山川港臨海景観ゾーン

古くから薩摩の海の玄関として利用され「鶴の港」とも呼ばれてきた山川港は、現在もフェリーターミナルがあり、本市の海の玄関口としての景観づくりを検討していきます。

海上からみる山川港湾の眺望やフェリーターミナルなど魅力的なウォーターフロント整備にも配慮した景観づくりも必要です。

また、市街地に残る地頭仮屋跡（山川庁舎）の石塀や社寺等歴史的遺構を活かした街区の景観づくりに努めます。



図表-13 景観形成のゾーニング図



イ 景観エリア

(ア) 農地景観エリア

菜の花と開聞岳が青空に映える早春の風景は、本市の象徴的な景観の一つでもあり、農地とその背景となる開聞岳や竹山を望む農地景観の維持保全に努めます。

(イ) 森林景観エリア

豊かな自然を抱く山々の自然環境の保全するために、森林環境の維持管理に努め、遠景となる山なみ景観の保全を図ります。

(ウ) 温泉景観エリア

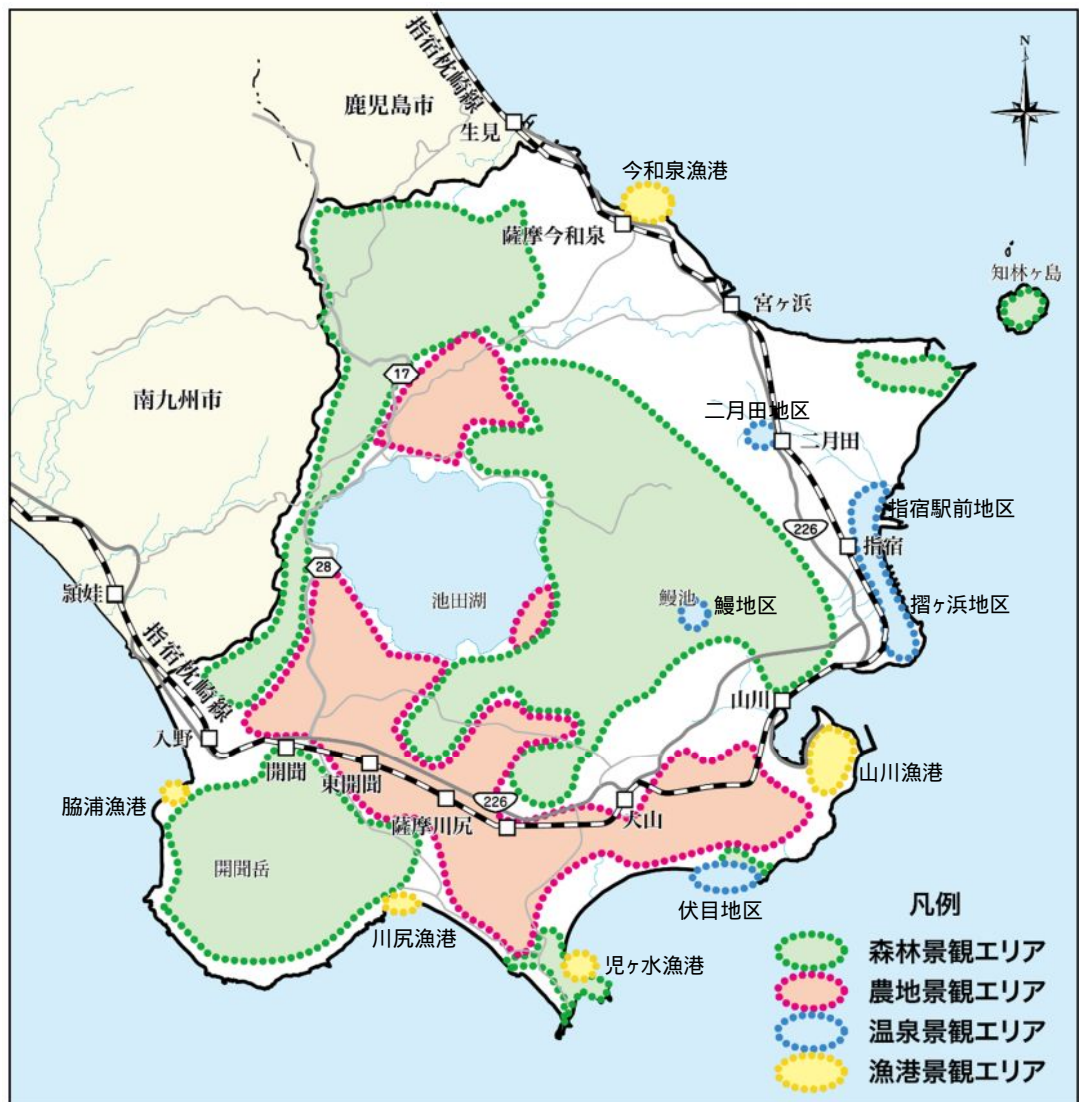
建物が阻害要因とならないように空家等の適正な管理を含め、指宿温泉街での散策や湯けむり景観の創出等、温泉資源を活かした賑わいのある景観整備に努めます。

(I) 漁港景観エリア

山川漁港は、鯉漁業を中心とした水産業が盛んな漁港でもあり、漁港ならではの風情があり、漁港周辺の景観の維持に努めます。

また、海上を含め、各種眺望点からの景観を意識し、どのように見えるかを十分に検討しながら、魅力的なウォーターフロント景観を創りだしていきます。

図表-14 景観エリア図



ウ 景観形成軸

(ア) 火山カルデラ自然景観形成軸

本市の地形は、薩摩半島南部と大隅半島南部に分布する阿多南部カルデラ上にあり、開聞岳をはじめ、鷲尾岳、清見岳など指宿火山群と呼ばれる火山と指宿温泉をはじめとする温泉のある特徴的な立地条件から形成される自然景観を守り、

それぞれが良好な景観を維持するための資源としていきます。

(1) 臨海景観形成軸

憩いの場となる自然海岸を保全するとともに、長崎鼻や知林ヶ島など眺望の利く景観を活かした個性的な海辺景観の創出に努めます。

また、隼人松原、知林ヶ島、魚見岳、開聞岳や竹山などの緑と、山川港湾を含めたウォーターフロントの連続性のある臨海景観軸形成を図ります。

海上から見る臨海部の建物や緑に配慮した魅力のあるシーサイド景観づくりを検討していきます。

(2) 沿道景観形成軸

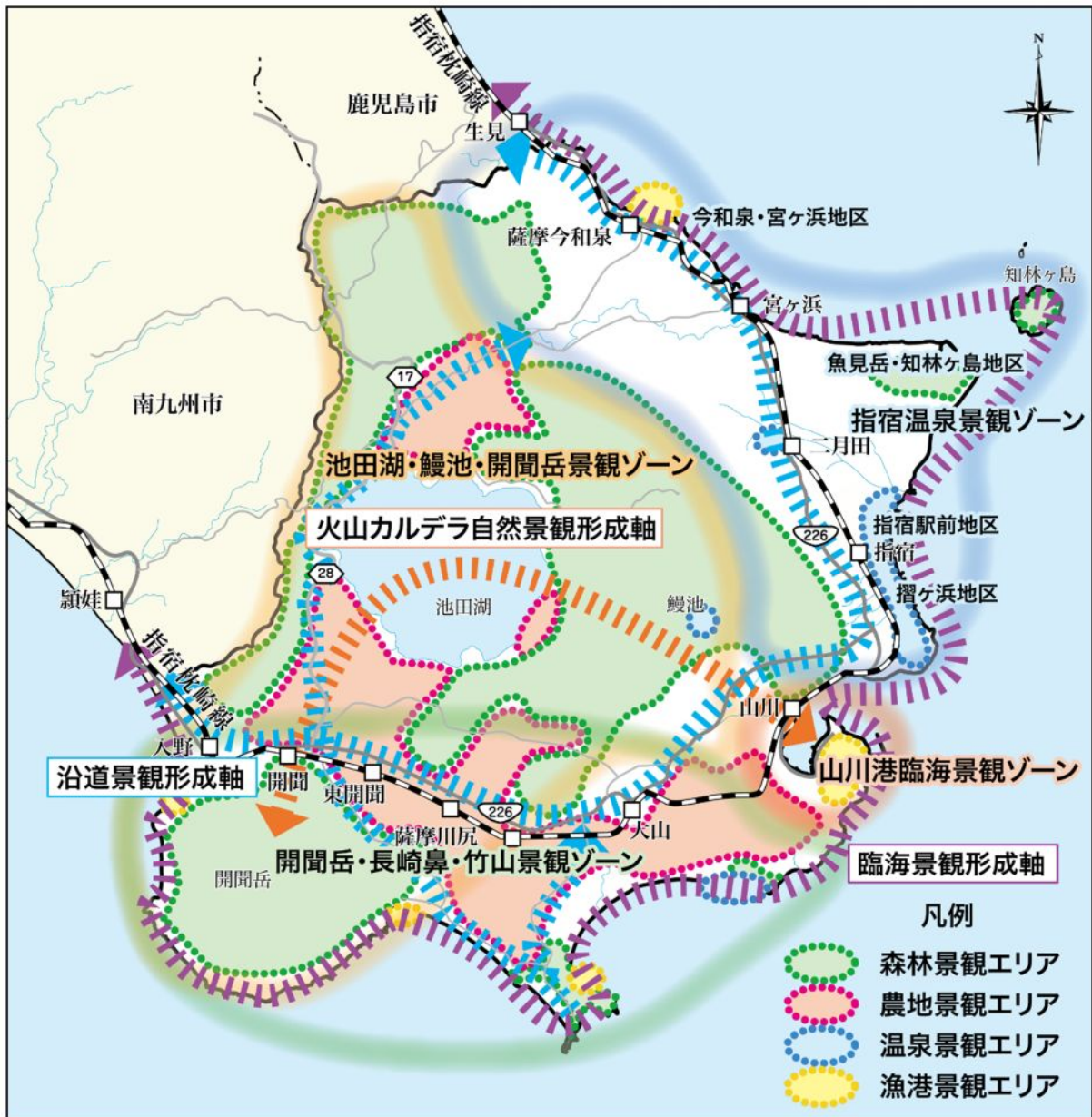
広域的なアクセス道路や観光ルートとなる国道226号沿道及び本市へのアクセスゲート沿道や岩本開聞線等の沿道は、適正に管理されていない空家等の景観を阻害する建物等の対策を図り、サイン計画を進め、魅力ある沿道景観の形成を図ります。

特に、指宿駅周辺においては、本市の玄関口として、また賑わいのある交流拠点としての沿道景観の形成を図るとともに、JR指宿枕崎線沿線の景観形成を図ります。

図表-15 景観形成軸の概念図



図表- 1 6 景観形成方針図



10 良好な景観の形成のための行為の制限

景観計画区域内の市街地、住宅地や集落地、農地などの人為的につくられる景観は、土地の開発や建築行為が積み重なって形成されていくもので、景観形成に大きな影響をもたらします。

豊かな自然景観や優れた眺望景観を維持保全し、良好な景観を図っていくため、景観の形成や保全に大きな影響を与える一定規模以上の土地の開発や建築物等の行為に関して一定のルールを定め、豊かな自然景観と活力ある都市景観が調和した、秩序ある景観の誘導を図っていくこととします。

建築物・工作物等の行為の制限に関する基本方針

まちなみ景観の大きな要素である建築物や工作物について、良好な景観を形成するために必要な行為の制限を行い、適切な規制・誘導に努めます。

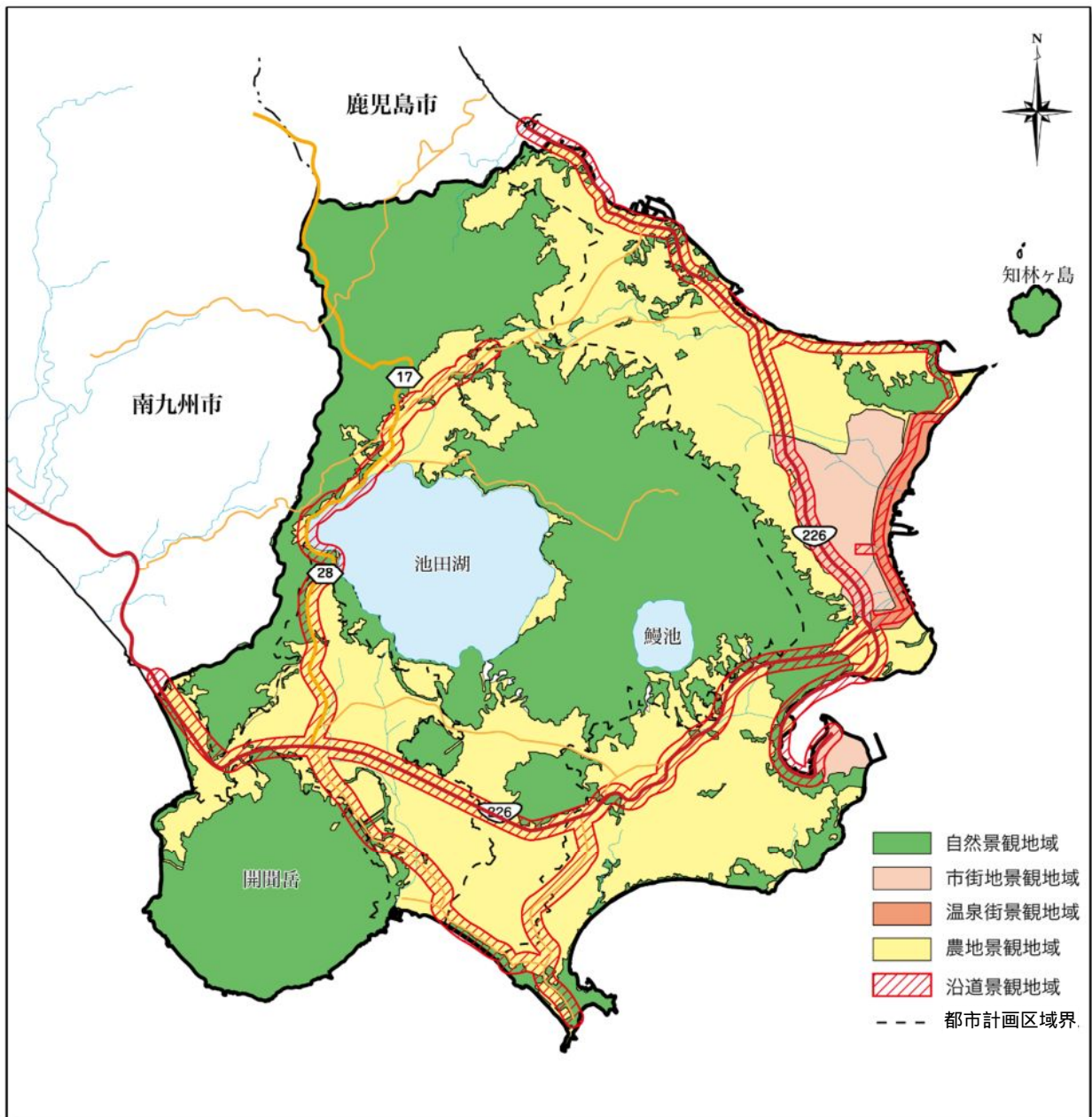
良好な景観の形成に向けて、周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史や文化などこれまでの地域の成り立ちや変遷を考慮したうえで、建築物及び工作物の配置、規模、形態意匠などについて、地域全体として調和のとれたものとなるよう努めます。

(1) 規模要件に係る地域の設定

規模要件に係る地域については、以下に示す景観特性に沿った4つの地域を設定します。

規模要件に関する地域	概要
自然景観地域	・都市計画区域外もしくは、森林法等による土地利用であり、建築物等の建築の規制はほとんどない地域
市街地景観地域	・用途地域に指定される地域
温泉街景観地域	・指宿温泉市街地
農地景観地域	・都市計画区域外もしくは、農業振興地域の整備に関する法律による土地利用であり、建築物等の建築の規制はほとんどない地域
沿道景観地域	<ul style="list-style-type: none"> ・国道226号沿道地区（道路の側端から20mの区域） ・県道下里湊宮ヶ浜線沿線 ・指宿駅から県道下里湊宮ヶ浜線沿線指宿駅前入口交差点までの沿線 ・県道岩本開聞線、県道長崎鼻公園開聞線、県道川尻浦山川線の沿線

図表-17 規模要件に関する地域設定図



(2) 建築物の建築等

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

届出対象とする範囲

良好な景観や居住環境を保全創出するため、本市全域を対象とし地域の景観特性に沿った自然景観地域、市街地景観地域（温泉街景観地域を含む）、農地景観地域、沿道景観地域の4つの地域に分け、景観に与える影響の大きい建築物に限って届出対象とします。

建築物の建築等に関する届出対象範囲

自然景観地域
市街地景観地域
農地景観地域
沿道景観地域

高さ10mを超えるもの、又は建築面積500㎡以上

景観形成基準

届出対象となる建築物は、良好な都市景観や自然景観など周囲に調和したものとします。

建築物の建築等に関する行為の基準

基本的事項

- ・遠景の山・丘陵・海の景観に対して、展望台、道路、公園・広場等の公共施設の眺望点からの眺望を損なわないものとします。
- ・本市の景観の良さを損なうことのない形状・素材・工法・色彩に配慮した建築意匠とすることとします。

コンクリートブロック塀は無機質で、閉鎖的な沿道景観になります。



自然石の基壇に生垣を施すことで潤いのある沿道景観が創出されます。

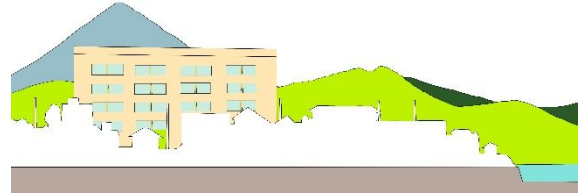


建築物の建築等に関する行為の基準

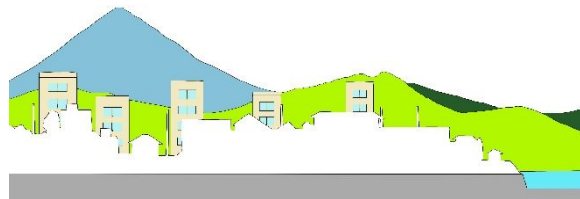
建築物の配置・形状及び
意匠

- ・遠景の山・丘陵・海の景観に対して、展望台、道路、公園・広場等の公共施設の眺望点からの眺望を損なわないような建築物等の配置及び形状とすることとします。

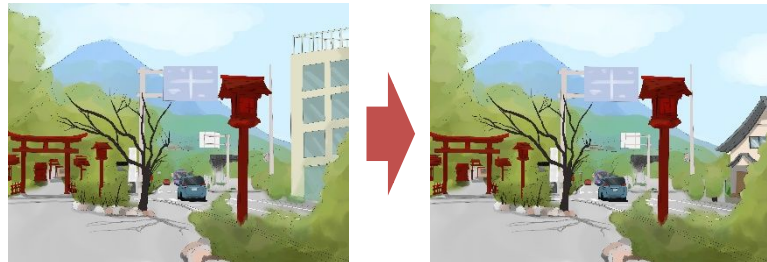
長大な建築物等は、周辺の景観に威圧感を与えるとともに、背景の山並みを遮断してしまいます。



建築物等の分棟とともに、高さを変化させることで、ボリューム感や圧迫感を軽減することができます。

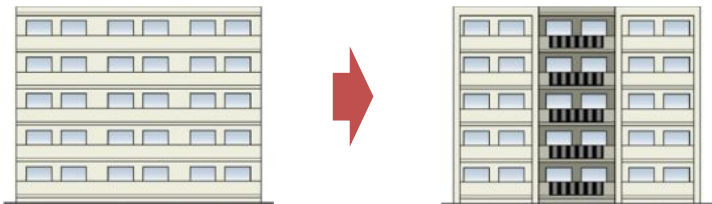


- ・周囲の状況に対し、建築物の威圧感や巨大感を和らげるため、建築意匠、形状等に配慮し、周辺と調和のとれた景観形成を図ることとします。
- ・既存のまちなみ形成地域は、まちなみとの調和や連続性に配慮した配置及び形状とするよう工夫することとします。



歴史的な建造物等に近接する場合、周辺との景観に配慮し、建築物等の高さを低く抑えるとともに、道路境界線からのセットバック、屋根に勾配をつけ瓦葺きとするなどの工夫により、歴史的景観を保全します。また、植栽等の修景により、良好なまちなみ景観が形成されます。

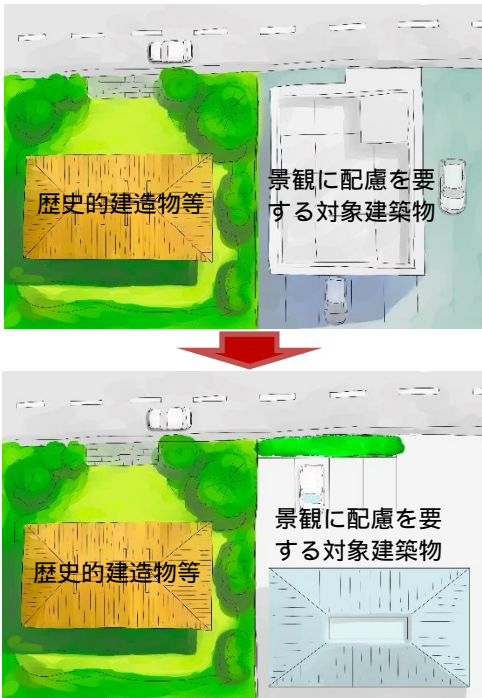

- ・大規模な連続した壁面は避けるなど、周囲の景観に配慮した規模とするよう工夫することとします。



大規模な連続する壁面は、ファサードの分節化などデザインを工夫することにより、圧迫感や威圧感を軽減し、表情のある街なみ景観を形成します。

- ・1階部分は、まちなみのゆとりや開放感及び連続性を高めるように、セットバック等の形態に配慮することとします。

建築物の建築等に関する行為の基準

<p>建築物の配置・形状及び意匠</p>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1; padding: 10px; border: 1px solid #ccc; border-radius: 10px; background-color: #e0f2f1;"> <p>歴史的建造物の周辺において、建物の屋根形状や建築物等のセットバックなどにより、歴史的建造物周辺の調和に配慮した景観づくりが考えられます。また、植栽による道路側の修景を行うことにより、威圧感や突出感を軽減し、落ち着いた景観づくりが期待できます。</p> </div> <div style="flex: 2; text-align: center;">  <p style="text-align: center;">歴史的建造物等</p> <p style="text-align: center;">景観に配慮を要する対象建築物</p> </div> </div>
<p>素材・色彩</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の材料は、周囲のまちなみとの素材感の調和を図るとともに、景観的特長形成に資する素材を用いることとします。 ・ 山の緑や海浜部の眺望を妨げることのないよう、まちなみの景観に調和した落ち着いた景観のある素材・色彩とすることとします。 ・ 基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮することとします。 ・ やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるよう工夫することとします。
<p>外構</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内の空地の確保や、樹木や花等による緑化を図ることとします。 ・ 塀などを設ける場合は、まちなみ景観の向上に資するように配慮することとします。また、石積みや生け垣など地域のまちなみを意識した素材を使用するよう工夫することとします。 ・ 駐車場は、樹木や花等の緑化による修景を図ることとします。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px; background-color: #e0f2f1; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <p>植栽による修景により、道路から駐車場の車が見えるのを少なくします。</p> </div>

(3) 工作物の建設等

工作物の建設、築造、又は外観を変更することとなる形状若しくは色彩の変更

届出対象とする範囲

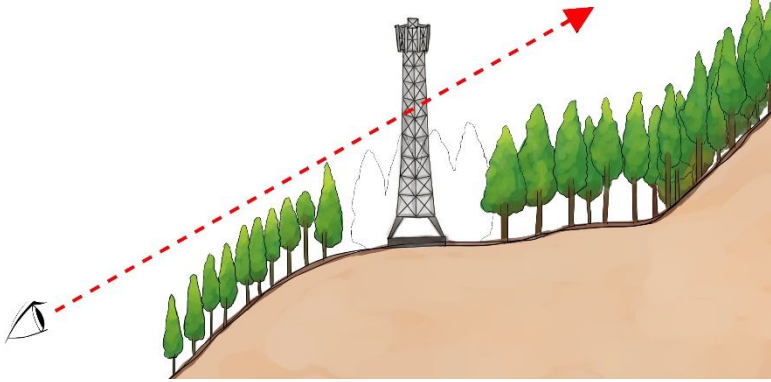

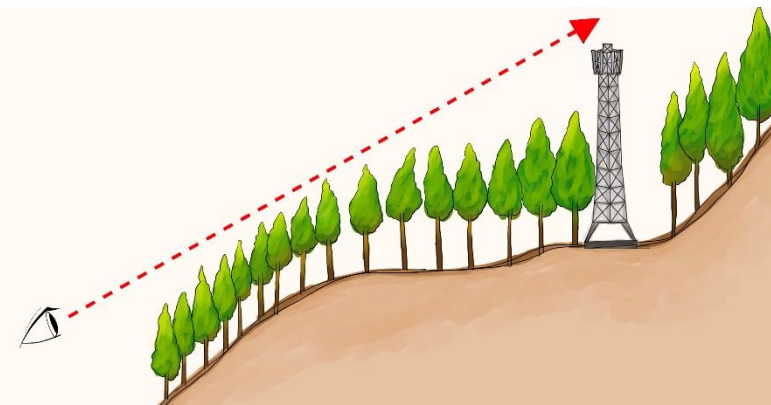
工作物はその用途に応じ、形状は多岐にわたります。本市全域を対象とし地域の景観特性に沿った自然景観地域、市街地景観地域（温泉街景観地域を含む）、農地景観地域、沿道景観地域の4つの地域に分け、景観に与える影響の大きい工作物を届出対象とします。

工作物の建設等に関する届出対象範囲		
塔状工作物類	温泉街景観地域、自然景観地域、農地景観地域	高さ15mを超えるもの
	沿道景観地域	高さ13mを超えるもの
遊戯施設類	温泉街景観地域、自然景観地域、農地景観地域	高さ15mを超えるもの
	沿道景観地域	高さ13mを超えるもの
製造施設、貯蔵施設、処理施設	温泉街景観地域、自然景観地域、農地景観地域	高さ15mを超えるもの、又は築造面積500㎡以上
	沿道景観地域	高さ13mを超えるもの、又は築造面積500㎡以上
擁壁類	温泉街景観地域、自然景観地域、農地景観地域	高さ3mを超えるもの

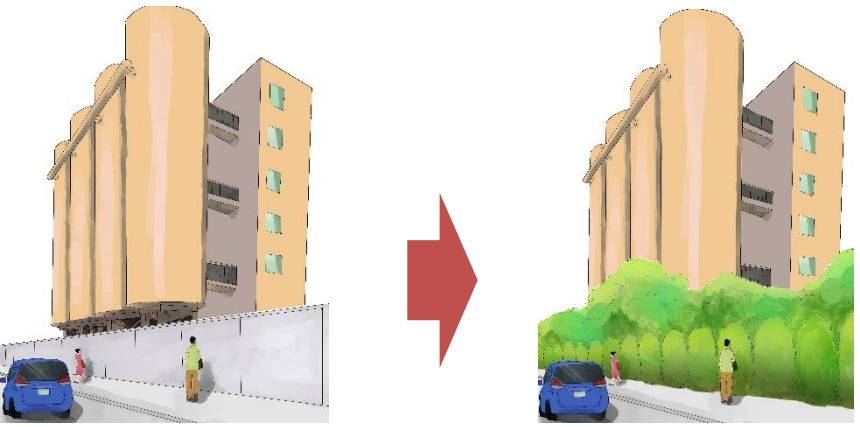
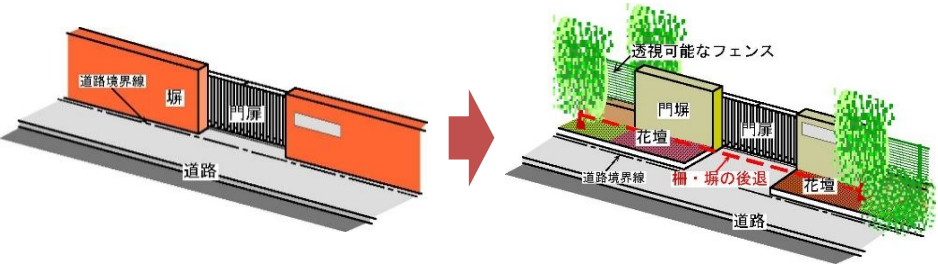
景観形成基準

届出対象となる工作物は、周囲のまちなみ景観と調和したものとします。

工作物の建設等に関する行為の基準

<p>基本的事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遠景の山・丘陵・海の景観に対して、展望台、道路、公園・広場等の公共施設の眺望点からの眺望を損なわないものとする事とします。 ・まちなみ景観及び地域の特性に配慮し、良好な景観形成に資するものとする事とします。
<p>工作物の配置・形状及び意匠</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遠景の山・丘陵・海の景観に対して、展望台、道路、公園・広場等の公共施設の眺望点からの眺望を損なわないような工作物の配置及び形状とする事とします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>突出した塔状工作物は、連続する山並み景観を遮断してしま</p> </div>  <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>地形等を活かすとともに、高さや配置を工夫して、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮します。</p> </div>  <ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形や樹木等の景観要素を阻害しない配置とする事とします。 ・工作物の巨大感を和らげるため、分節化を行うなど、景観に与える威圧感の軽減を図る事とします。 ・配置、高さ及びデザインは周囲のまちなみ等周辺環境との調和を図る事とします。

工作物の建設等に関する行為の基準

<p>工作物の配置・形状及び意匠</p>	 <p>道路の近くに工作物を配置すると、沿道に威圧感を与えてしまいます。</p> <p>道路境界線からセットバックして工作物を配置し、空地に植栽帯を設けることで、威圧感を軽減することができます。</p>
<p>素材・色彩</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲のまちなみとの調和した素材とするよう配慮するとともに、景観的特長を踏まえた素材を用いることとします。 ・周囲の山の緑やまちなみの景観に調和した落ち着いたある素材・色彩とすることとします。 ・基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮することとします。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるよう工夫することとします。
<p>外構</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に配慮し、緑化を図ることとします。擁壁類は、直擁壁は原則として避け、石積擁壁や自然の素材（化粧型枠等）を用い、前面を植栽やつる植物で覆うなどの配慮をすることとします。 ・柵などを設ける場合は、まちなみ景観の向上に資するように配慮することとします。また、石積みや生垣など地域のまちなみを意識した素材の使用を進めることとします。 ・景観を損なわないよう電柱類の設置や架線に配慮することとします。  <p>柵・塀を道路境界から後退させ、その空気を積極的に修景緑化することで開放的で潤いのある街なみ景観が形成できます。</p>

(4) 開発行為

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為

届出対象とする範囲

開発行為は景観に与える影響が多いため、市全域を対象とし地域の景観特性に沿った自然景観地域、市街地景観地域（温泉街景観地域を含む）、農地景観地域、沿道景観地域の4つの地域に分け、下記に該当するものを届出対象とします。

開発行為に関する届出対象範囲

自然景観地域、農地景観地域（都市計画区域外の場合） 沿道景観地域（都市計画区域外）	面積10,000㎡以上
市街地景観地域（温泉街景観地域を含む） 沿道景観地域（都市計画区域内）	面積3,000㎡以上

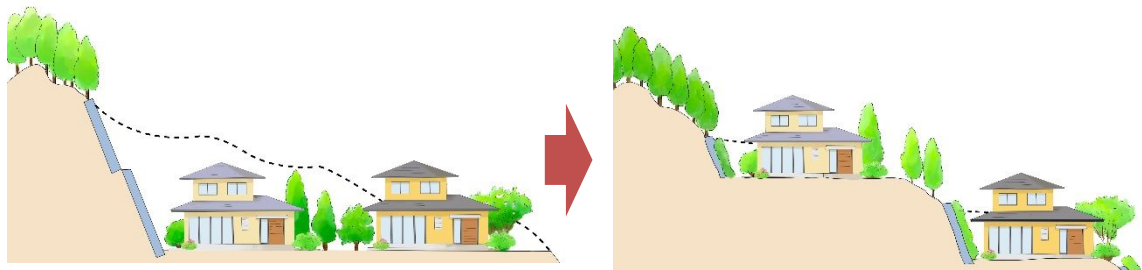
景観形成基準

開発が地域の眺望景観に及ぼす景観上の影響を抑えるため、周囲の景観になじむものとするように努めます。

人工的な構造物の突出感や違和感を軽減し、空間にうるおいと安らぎを与えるため、開発区域内やその周辺の緑の保全及び緑化に努めます。

開発行為に関する行為の基準

- ・開発後の土地の地貌及び景観が、周囲の景観と著しく不調和とならないこととします。
- ・地貌を大きく変化させる連続した法面を生ずる切り盛りを避け、既存の地貌を著しく変更されるものでないこととします。
- ・開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観の維持を図ることとします。
- ・開発区域内ではできるだけ緑化に努めるとともに、湯けむり等の優れた景観資源の周辺においては、背景としての効果に配慮した緑化を図ることとします。
- ・法面を生じた場合は、樹木等により隠ぺいを図り、周囲の景観への影響の低減方を工夫することとします。



既存の地形を利用して法面や擁壁の縮小化を図るとともに、眺望に配慮するため、山の稜線や法面頂部付近では既存樹木の保全に努めます。

(5) 土石類の採取

届出対象とする範囲

土石類の採取については、地域の景観に与える影響が大きい行為であり、採取前と採取後で地貌及び景観が大きく変化することを防ぐため、市全域を対象とし地域の景観特性に沿った自然景観地域、市街地景観地域（温泉街景観地域を含む）、農地景観地域、沿道景観地域の4つの地域全てを対象に、下記に該当するものを届出対象とします。

土石類の採取に関する届出対象範囲

採取面積3,000 m²以上、又は3 mを超える法面を生じるもの

景観形成基準

地域の景観に及ぼす景観上の影響を抑制するように努めます。

土石類の採取に関する行為の基準

- ・採取中及び採取後の土地の地貌及び景観が、周囲の景観と著しく不調和とならないこととします。
- ・土石の採取の場所は、道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、できる限り採取の位置や方法を工夫するとともに、周囲に植栽等を配置することにより背景の景観や周辺景観への影響を低減するよう努めることとします。
- ・変更は、最小限のものとし、既存の地貌を著しく変更されるものでないこととします。
- ・稜線や行為の結果生じる法面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地貌・樹木の保全を図ることとします。
- ・法面を生じた場合は、樹木等により周囲の景観への影響を低減するよう配慮することとします。
- ・採取後は、周辺及び地域に生育する樹種を基本とした緑化を行い、自然環境及び景観の復元を図ることとします。
- ・採取区域のうち、周辺部から特に目立つ位置などは、既存樹木の保全や緑化などの工夫をすることとします。

(6) 屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積に関する行為

届出対象とする範囲

屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積については、地域の景観に与える影響が大きい行為であり、採取前と採取後で地貌及び景観が大きく変化することを防ぐため、市全域を対象とし、下記に該当するものを届出対象とします。

屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積に関する届出対象範囲

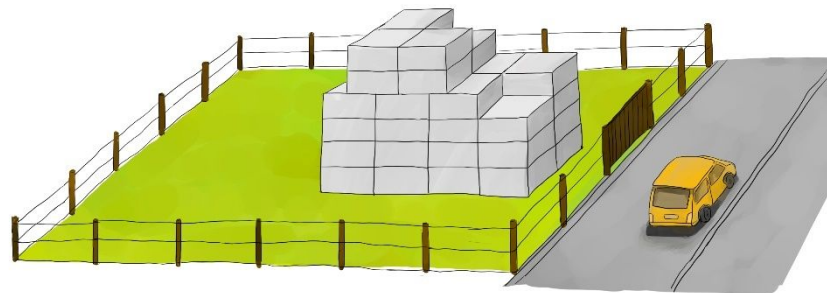
物件の堆積に係る土地の面積が1,000㎡以上、又はその高さが5mを超えるもの

景観形成基準

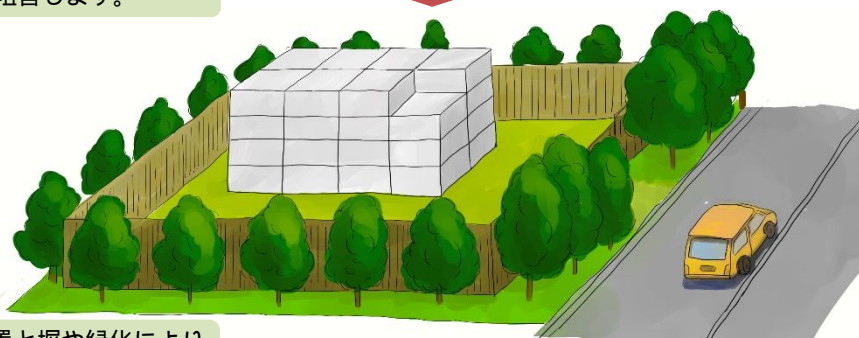
眺望景観への影響を抑えるとともに、周辺の景観との調和に配慮するように努めます。

屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積に関する行為の基準

- ・屋外における物件の堆積は、景観に与える影響が大きい上に、比較的管理者が無人の場合が多く、眺望景観への影響を抑えるとともに、周辺の景観との調和に配慮することとします。
- ・道路、公園等の公共施設等からの視界に配慮し、できる限り目立ちにくい位置及び規模とするとともに、整然とした集積又は貯蔵とします。
- ・周辺を遮へいするなど、公共施設等から直接望見できないよう工夫することとします。
- ・遮へいする場合は、植栽又は垣根等の自然素材を使用し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮することとします。



道路付近の堆積物は、周辺の景観を阻害します。



適切な配置と塀や緑化により堆積物を遮蔽します。

(7) 木竹の伐採に関する行為の制限

届出対象とする範囲

木竹の伐採に関する行為の制限については、地域の景観に与える影響が大きい行為であり、採取前と採取後で地貌及び景観が大きく変化することを防ぐため、市全域を対象とし地域の景観特性に沿った自然景観地域、市街地景観地域（温泉街景観地域を含む）、農地景観地域、沿道景観地域の4つの地域全てを対象に、下記に該当するものを届出対象とします。

木竹の伐採に関する行為の届出対象範囲

択伐率80%以上とし、伐採面積が3,000㎡以上の行為

景観形成基準

伐採後に山肌が露出し、景観に与える影響を考慮することとし、目的に応じた伐採が必要最小限のものとなるよう工夫します。

木竹の伐採に関する行為に関する行為の基準

- ・道路、公園等の公共施設等からの視界に配慮し、できる限り目立ちにくい位置及び規模とするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすることとします。
- ・周辺を遮へいするなど、公共施設等から直接望見できないよう工夫することとします。
- ・遮へいする場合は、植栽又は垣根等の自然素材を使用し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮することとします。

(8) 太陽光発電設備の設置に関する行為の制限

届出対象とする範囲

建築物の屋根・屋上に設置する場合は、高さ13m又は建築面積1,000㎡を超える建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に伴い設置するものを届出対象とします。

建築物の屋根・屋上に設置する場合で、太陽電池モジュール（パネル）の設置面積の合計が1,000㎡を超えるものを届出対象とします。

土地に自立して設置する場合は、太陽電池モジュール（パネル）の設置面積の合計が1,000㎡を超えるものを届出対象とします。

太陽光発電設備の設置に関する行為の届出対象範囲

建築物の屋根・屋上に設置する場合は、高さ13m又は建築面積1,000㎡を超える建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に伴い設置するものとします。

建築物の屋根・屋上に設置する場合で、太陽電池モジュール（パネル）の設置面積の合計が1,000㎡を超えるものとします。

土地に自立して設置する場合は、太陽電池モジュール（パネル）の設置面積の合計が1,000㎡を超えるものとします。

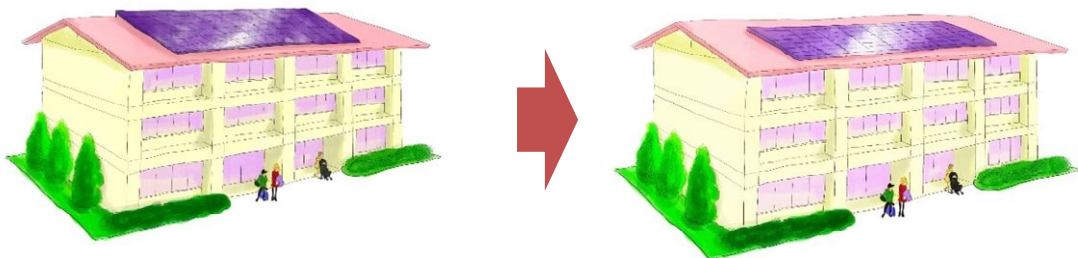
景観形成基準

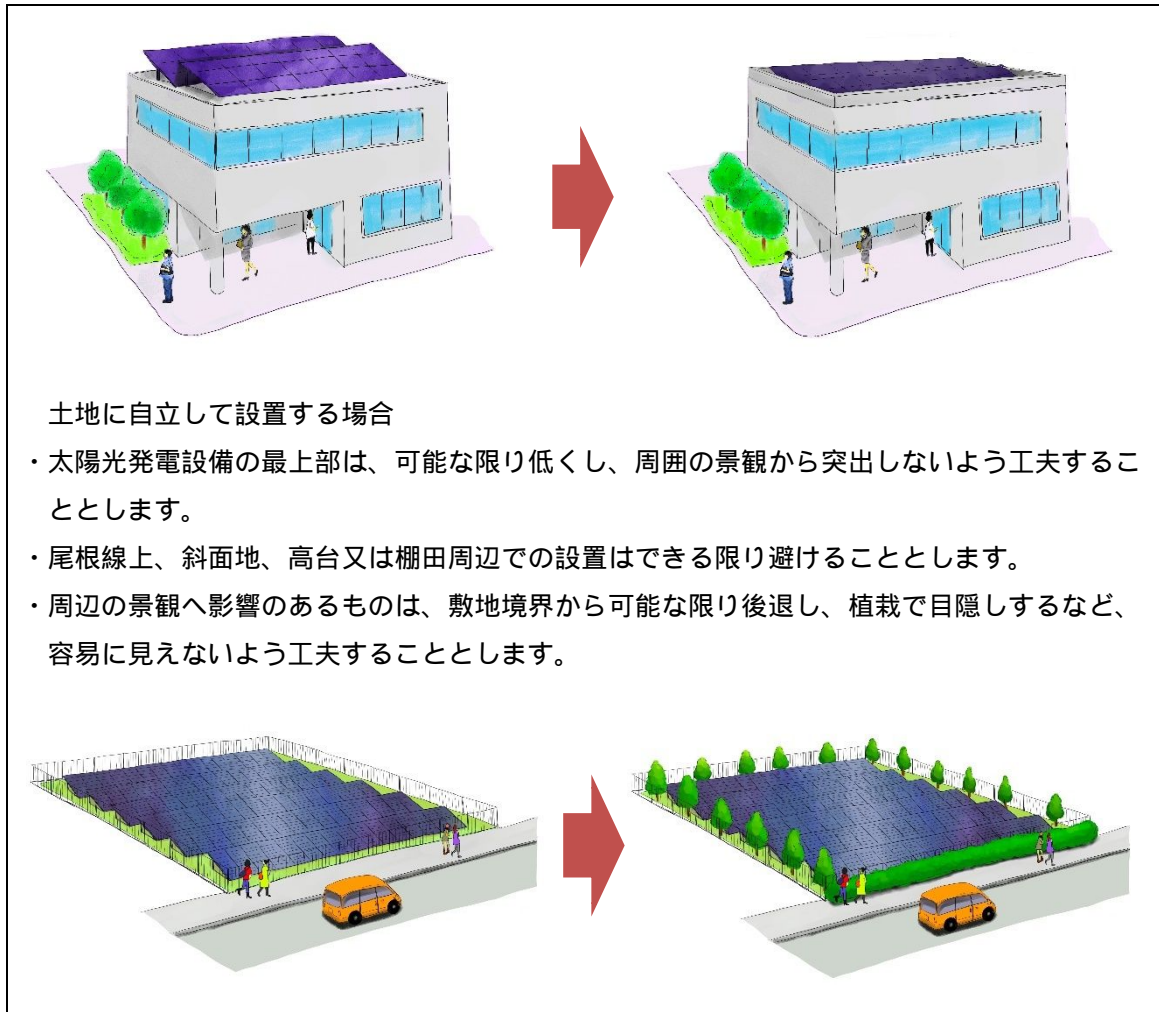
景観に与える影響が大きいため、眺望景観への影響を抑えるとともに、周辺の景観との調和に配慮します。

太陽光発電設備の設置に関する行為の基準

建築物の屋根・屋上に設置する場合

- ・勾配屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体化させるよう配慮することとします。
- ・陸屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部を可能な限り低くし、建築物と一体化させるよう配慮するとともに、それが困難な場合は、ルーバー等により遮へいするなど、容易に見えないよう工夫することとします。





(9) 届出対象行為の適用除外

景観法第16条第7項各号に基づき、景観計画区域内における届出の適用除外となる行為について、届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為などが規定されています。

11 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針

(1) 景観重要建造物の指定方針

景観重要建造物とは、建造物自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではなく、地域の景観特性を踏まえた上で、所有者の意見を尊重し、景観上重要な建築物、工作物を市長が指定します。

景観重要建造物に指定されると、増築や改築、移転や除去、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更の際は市長の許可が必要となります。

また、条例を定めることにより防火などの外観に係る部分について、建築規制の緩和や相続税の優遇措置など、建築基準法上の特例や税制による支援を受けることもできます。

本市では、以下のような観点から選定及び指定を検討します。

- 周辺地域の良好な景観を特徴づける建造物
- 地域の自然や歴史、文化の特性を表している建造物
- すぐれた建築意匠や高度な技術が使われている建造物
- 地域の自然、歴史、文化、生活などから見て、地域の伝統的な様式を継承している建造物
- 街角やアイストップに位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で先導的な役割を持つ建造物
- 指宿市観光拠点となっている建造物
- 市民に親しまれ、愛されている建造物

対象とならない重要建造物

- ・ 特別史跡、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物並びに史跡名勝天然記念物として、指定又は仮指定されているもの。

今後は、本市内に点在する歴史的又は文化的建造物のなかから、上記のような指定方針に沿って建造物を抽出し、所有者や地域住民等の意見を聴くなど、総合的に検討・指定していきます。

(2) 景観重要樹木の指定方針

景観重要樹木は、地域の景観上重要な樹木を所有者の意向を加味して市長が指定します。景観重要樹木に指定された場合は、現状変更についての許可が必要となり、管理行為の具体的内容については条例を定め、その基準に沿って許可や命令、勧告を行うことができます。また、市や景観整備機構と所有者が管理協定を締結して管理をすることも可能となります。

今後は、以下に示す指定方針に沿って樹木を抽出し、地域の自然や文化などからみて、樹姿が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものについて、所有者や地域住民等の意見を聴き、総合的に検討・指定していきます。

- 地域の自然や歴史、文化の特性を表しているもの
- 地域のシンボルとなっているもの
- 樹齢、樹姿等からみて景観上優れているもの
- 市民に親しまれ、愛されているもの

対象とならない重要樹木

- ・特別史跡名勝天然記念物並びに史跡名勝天然記念物として、指定又は仮指定されているもの。

12 景観重要公共施設の整備

道路、河川、都市公園等の公共施設は、建築物、工作物、屋外広告物、農地、森林等とともに、地域の景観を構成する重要な要素の一つです。

これらの公共施設は、市民、来訪者を問わず多くの人々が利用する空間であるとともに地域の景観に対して大きな影響を与えます。

本市は、良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」とし、良好な景観形成のために重要な公共施設については、公共施設管理者との協議・同意に基づき、景観重要公共施設に指定することができます。

(1) 景観重要公共施設の対象

景観重要公共施設の対象は以下のとおりです。

- ア 道路法による道路
- イ 河川法による河川
- ウ 都市公園法による都市公園
- エ 海岸保全区域等（海岸法第2条第3項に規定する海岸保全区域等）に係る海岸
- オ 港湾法による港湾
- カ 漁港漁場整備法による漁港
- キ 自然公園法による公園事業に係る施設
- ク 津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設
- ケ その他政令で定める公共施設

これらのうち、良好な景観形成のために重要な公共施設の質を向上、改善を行うことで、本市らしい良好な景観形成を目指すこととします。

また、公共施設管理者は、市に対し、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることを要請することができます。

(2) 指定の方針

今後、下記のア～エに該当するものを景観重要公共施設として検討をしていきます。

- ア 広域景観の骨格となっている公共施設
- イ 本市の玄関口となる公共施設
- ウ 本市の特徴を表している公共施設
- エ 本市にふさわしい魅力ある景観形成が必要な公共施設

13 屋外広告物の表示等に関する基本方針

屋外広告物については、景観形成の方針に掲げている地域景観や橋梁景観など、本市の景観類型ごとの特性と調和した表示に努めることが重要で、景観を阻害しない統一感のある屋外広告物の表示に努める必要があります。

現在本市では、指宿市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物の掲出について定めています。

1.4 景観形成重点地区の候補地域の検討

全市を対象とした景観形成の必要性を踏まえ、本計画では特に重点的に景観形成を進めることが必要な区域となる「景観形成重点地区」の候補地域を定めます。

この景観形成重点地区は、将来的に景観の保全・管理・形成に向けて、より詳細なルールを設定し、地区の特性に応じた景観誘導を図っていく地区となります。

ここでは、景観形成の方針との整合を図りつつ、将来的に景観形成重点地区への指定を目指して行く候補地域として、次の3地区を挙げることにします。

<景観形成重点地区、景観地区、準景観地区の考え方について>

- 景観形成重点地区とは

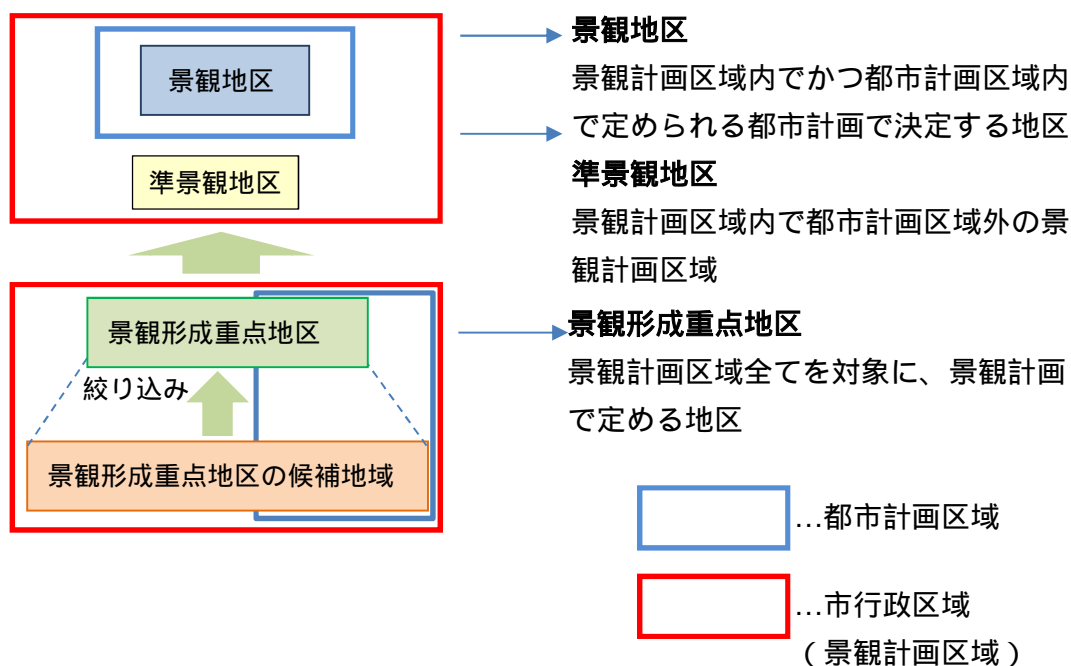
指宿市行政区域全域（景観計画区域）全域を対象に、景観計画において景観形成を重点的に図る地区として指宿市が独自に決定する地区です。景観形成重点地区の候補地域とは、景観形成重点地区を定めるための候補となる地域です。

- 景観地区とは（景観法第61条）

都市計画法上の地域地区であり都市計画区域で設定することができる地区です。市が都市計画として決定する地区で、状況によっては、景観形成重点地区もしくはその一部が将来的に景観地区に指定される可能性もあります。

- 準景観地区とは（景観法第74条）

都市計画区域外の景観計画区域において、複数以上の建築物により既にある良好な景観の維持・増進を目的として、景観の保全を図るために指定される地



(1) 開聞岳・長崎鼻・竹山周辺

霧島錦江湾国立公園に指定される開聞岳、長崎鼻地区は、東シナ海を望むなだらかな丘陵に広がる農地と一体的な景観を構成する地区で、開聞岳や竹山などを背景とした自然景観の維持保全を図ります。

また、薩摩一の宮である枚聞神社の社業とその周辺域の佇まいは、開聞岳を神体とする山岳信仰に根差したものともいわれ、歴史的な景観要素となっています。

こうした地域の自然と歴史に培われた景観を保全継承するために、眺望阻害要因を排除し、景観の維持保全に向けて、当該区域を景観形成重点地区の候補地とします。

なお、本地区は、農業振興地域において、魅力ある景観を保全・創出する地区として、南国指宿の象徴でもある開聞岳と菜の花畑など、本市のアイデンティティを示す景観形成地区を目指す地区とします。

アイデンティティ：環境や時間の変化にかかわらず、同一のものであること。主体性。
同一性。

(2) 池田湖・鰻池周辺

九州地方最大のカルデラ湖である池田湖とその湖畔に佇む尾下集落や新永吉、尾下の棚田など、当該地域の自然と人々の営みによって形成された景観の保全を図り、後世に継承していくために、本地区を景観形成重点地区の候補地とします。

また、池田湖と開聞岳をつなぐ、岩本開聞線沿道の景観整備にも配慮した地区とします。

さらに、鰻池は鰻温泉地区に残るスメの生活文化を垣間見ることのできる景観が残されており、次代に継承すべき景観要素であることから、鰻池周辺の樹林植生の環境を保全しながら、自然と生活文化が織りなす景観を継承していく地区とします。

(3) 指宿市街地周辺

温泉リゾート指宿の市街地は、摺ヶ浜に沿って立地する宿泊施設や砂むし風呂のある地区であり、指宿駅前及び中央通り商店街の活性化とともに、良好な市街地景観の整備が望まれる地区です。

今後、訪れる人々にとっての指宿市の玄関口として、良好な市街地景観形成に向け、本地区を景観形成重点地区の候補地とします。また、統一のとれた街並み形成などの取組と合わせて、本市における“街なかの顔”となる景観づくりを進めていく地区とします。

(4) 今和泉・宮ヶ浜周辺

今和泉地区は、今和泉島津家別邸(領主仮屋)があったところで、屋敷石垣や隼人松原と呼ばれる松林などが往時をしのぶ風景構成要素となっています。また、屋敷跡や当時をしのばせる町割や石垣などが残っています。

さらに、宮ヶ浜の海岸には、天保4年(1883)、第27代薩摩藩主島津齊興公が築かせた三日月形の捍海隄があり、国登録有形文化財となっています。これに加え、松尾城跡や明治から昭和初期にかけての商家や蔵が軒をならべる街並みが残るなど、指宿発祥の地として、宮ヶ浜まち歩きが行われています。

こうした歴史的遺構の保全的刷新などによる景観づくりを進めていく地区とします。

(5) 山川港周辺

山川港は、火山噴火によって形成された指宿カルデラの一部で天然の良港として、中世から大型船も停泊できる南蛮貿易の中継地であり、国際貿易港としてにぎわい「鶴の港」とも呼ばれた港です。

戦国時代には、島津氏の拠点港として利用され、薩摩藩による琉球貿易や砂糖輸送の拠点であったことから、江戸時代地頭仮屋跡(現山川庁舎)を取り囲む石堀(地頭仮屋跡石堀)など歴史的な遺構も残っています。

現在、薩摩半島の山川と大隅半島の根占を結ぶカーフェリーの航路が就航しており、指宿の海の玄関口となる地区です。

また、第3種漁港に指定される漁港周辺には水産加工場、冷蔵倉庫、冷凍施設、魚肉練り製品の加工施設や道の駅などの観光集客施設も整備されていることなども考慮し、山川港周辺のポートサイドの景観づくりを進めていく地区とします。

図表-18 景観形成重点地区の候補地の位置図



15 景観形成の推進に向けて

(1) 関係法令等の横断的な活用

景観資源は、その自然的立地環境に加え地域の歴史、伝統文化など、さまざまな要素が輻輳的に絡み合って形成されています。

こうした地域の背景を考慮に入れながら、良好な景観形成を図るためには、それを実現するための規制、誘導について、関係する法令に基づき、一体的かつ横断的な取り組みを継続して展開にしていく必要があります。なかでも、開聞岳と菜の花畑や池田湖畔に作られた新永吉、尾下の棚田などの自然系の景観に対しては、景観形成の良否を大きく左右する土地利用との連携した取組が必要です。

また、景観を阻害している廃屋や空家等については、空家等対策計画と連携しながら景観の向上に向けて、適正な管理等に向けた取組を行います。

ア 景観重要公共施設の整備について

道路・橋梁、河川、都市公園等の公共施設は、本市の景観軸や景観エリアを構成する要素として重要な役割を果たしています。

これらの整備に際し、景観形成上特に重要な区域にある施設を対象として、当該施設管理者との協議・同意に基づき景観重要公共施設としての位置づけを検討していきます。

景観重要公共施設は、これとその周辺の建築物等の土地利用が一体となって景観特性に配慮した整備を行うことにより、関係主体間の連携・調整を通じ良好な景観の形成を図ることとします。

本市では、池田湖、鰻池、鏡池などの良好な景観を呈する地域において、周辺自然環境との調和に配慮した整備を進め、水と緑の豊かな魅力と感動を与える景観を形成するとともに、水質浄化や親水性の確保に向けた整備など市民・企業との協働による維持・管理に努めていく必要があります。

イ 景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項について

本市は火山カルデラ地形の上に形成された自然と温泉など癒しの素材となる、景観資源が散在しています。開聞岳のふもとに広がる農地や池田湖畔の棚田は、この地に住む人々の暮らしの営みの上で培われた、農林景観です。しかし、過疎化や高齢化、地域コミュニティにおける問題も顕在化し、農地の管理に支障が生じるなどにより、景観的な魅力についても、薄れていくことが懸念されています。

このような地域の景観を保全・創出するためには、地域の景観に配慮しつつ、良好な営農条件を確保する観点も必要となります。

景観農業振興地域整備計画は、農業振興地域において、魅力ある景観を保全・創出するために必要となる基本的な事項を示すもので、農振法第8条第2項第1号の農用地区域に限定せず、特色ある景観が広がっている地域の範囲、保全・創出の方

針等を示すことが可能となります。こうした法制度の活用も視野に入れながら、景観を維持し、周辺と調和のとれた農業利用を目指す必要があります。

ウ 既存の緑や文化的景観との連携について

本市には、枚聞神社、揖宿神社をはじめとし、由緒ある神社とその社叢等の緑が残っています。これらの緑は、地域の特徴ある景観を形成する上で重要な役割を担っており、景観法に基づく景観重要樹木に沿った指定など、関連法令や各種計画との連携を図り、緑地の保全を促進します。

また、地域の景観を形成する大切な緑として、住民の自主的な保全・活用を促進し、重要な文化的景観として文化財保護法との連携を図りつつ、地域住民による保存・活用を促進します。

エ 地区計画制度や景観協定制の活用について

市民の身近な生活に根ざした景観形成を進める上で、景観法では、地区の計画的な整備と良好な景観の形成が同時に求められる場合、景観地区と同様の仕組みを地区計画に導入することが可能となっています。

今後、住民の意思による生活環境の整備を目的とした地区計画制度を活用して、良好な景観の誘導を図ることや、景観協定制などにより、市民が中心となって、良好な景観の維持・増進を図るための制度の啓発・普及を進めます。

オ 景観を阻害する廃屋等の対応について

適切な管理が行われていないために著しく景観を損なう状態となっている廃屋や空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、担当部局と連携しながら対応していくこととします。

(2) 協働による景観づくり

良好な景観の形成は、市民、事業者、各種団体、行政等いろいろな人々の取組により実現するものです。これまで、主に公共事業として行われていた景観の整備は、今後、景観法に基づき個別の建築行為や地区レベルでの景観環境の改善へと移行していきます。

ア 市民、事業者、行政等の協働による景観づくり

景観に関する施策の展開が市民の身近なレベルで行われるようになることで市民や事業者等の参画の機会が拡大します。

多くの市民、事業者、各種団体が参画した協議・調整型の景観形成推進方法を中心とするため、行政との協働による景観形成への取組を進めます。

イ 景観整備機構の指定

市は、景観行政団体として良好な景観の形成に向け、本市で活動するNPO法人や公益法人について、景観整備機構として公的に指定し、取組を支援することができます。

また、指定された景観整備機構は、所有者と協定を結び景観重要建造物や景観重要樹木の管理を行うことが可能となるとされています。

今後、本市において景観形成に関するNPO法人や公益法人が景観整備機構となるよう積極的に支援します。

ウ 助成、表彰・認定制度の検討

市民等による景観保全・整備の一層の推進を図るために、良好な景観づくりを行ったと認める行為に対する助成、良好な景観の形成に寄与する優良な建造物の認定、優れた景観づくりの活動などに対する表彰制度の創設を検討します。

(3) 良好な景観形成へ向けた体制づくり

ア 推進組織

市民、事業者、行政等の協働により良好な景観形成の成果をあげるため、景観づくりの組織を構築し、本計画に基づく景観形成を総合的かつ実効的に推進します。

イ 総合的な推進体制の構築

本市は、景観行政団体として自然環境や生態系の保全、地域文化の継承、市街地環境や温泉街の整備などの景観形成に関する主要施策の推進とともに、届出に対する規制・誘導等により、景観づくりの実効性を確保していきます。

このため、具体的な推進組織等の構築を進め、総合的な推進体制を構築する必要があります。

また、市民が中心となった景観づくりを推進していくために、景観づくりへの啓発・支援に向けた体制づくりが必要となります。

このため、本市の景観づくりの体制を強化・周知するためのキャンペーンや研修会などの場を設け、景観づくりに対する理解を深めていきます。

指宿市景観計画の策定経過

年	月	日	経過等
29	6	~	指宿市景観計画策定のための基礎調査の実施
	9	1	「指宿市の景観づくり」市民アンケート調査の実施（9月15日まで）
30	2	16	景観計画勉強会を開催（講師：鹿児島大学 木方教授）
	3	16	各種調査の報告書作成
	6	11	指宿市景観まちづくりワークショップの一般参加者募集
	6	26	第1回指宿市景観まちづくりワークショップの開催 （指宿市の景観資源の見直しと景観づくりに向けての方策の検討）
	7	2	指宿市景観まちづくりワークショップのかわら版【第1号】作成
	7	10	第2回指宿市景観まちづくりワークショップの開催 （重点的に取組んでいく景観形成の方策の検討）
	7	17	指宿市景観まちづくりワークショップのかわら版【第2号】作成
	7	24	第3回指宿市景観まちづくりワークショップの開催 （今後目指すべき景観づくりへ向けての将来像の検討）
	7	30	指宿市景観まちづくりワークショップのかわら版【第3号】作成
	9	14	第1回指宿市景観計画策定検討委員会の開催 （景観形成の目標、方針、行為の制限等について審議）
	9	27	第1回指宿市景観計画策定協議会の開催 指宿市景観計画策定協議会委員の委嘱 （景観形成の目標、方針、行為の制限等について審議）
	10	19	第2回指宿市景観計画策定検討委員会の開催 （景観形成重点地区の候補地、景観形成の推進方策について審議）
	11	6	第2回指宿市景観計画策定協議会の開催 （景観形成重点地区の候補地、景観形成の推進方策について審議）
	11	22	第3回指宿市景観計画策定検討委員会の開催 （指宿市景観計画（素案）の審議）
	12	10	第3回指宿市景観計画策定協議会の開催 （指宿市景観計画（素案）の審議）
	12	28	パブリック・コメントの実施（平成31年1月31日まで）
31	3		指宿市景観計画の策定